

参考資料 (目次)

- 1 . イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて
(審議のまとめ)(概要) 1
- 2 . 大学等における産学官連携活動に関する資料 6
- 3 . 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会
審議状況報告 ~ 大学等の国際的な産学官連携活動の強化について ~ 【概要】
..... 1 8
- 4 . 大学等における国際的な産学官連携における課題について 2 1
(「 大学知的財産本部整備事業 」 実施機関 4 3 件に対するアンケート調査結果)
- 5 . 各種提言等における「 産学官連携活動に関する記述 」 (抜粋) について 2 3
- 6 . 文部科学省の産学官連携施策 3 6
- 7 . 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会委員名簿
..... 4 1
- 8 . 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会
大学知的財産本部審査・評価小委員会委員名簿 4 2
- 9 . 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会審議経過
..... 4 3

1．イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて

(審議のまとめ) (概要)

今後の産学官連携についての基本的な考え方

厳しい国際競争の中、独創的な研究成果からイノベーションを創出していくことを求められている我が国にとって、産学官連携は、その実現のための重要な手段。各大学等においては、競争的な環境の中で自らの選択に基づいて特色ある教育・研究を行う中で、産学官連携活動についても、教育・研究と新たな社会価値の創造の三要素についてバランスの取れた一体化を図る視点に立ち、それぞれが定める使命に即して、主体的かつ多様な取組を、戦略的に展開することが必要。このため、各大学等がそれぞれ全体の経営を考える中で、主体的に産学官連携についての中長期的な戦略を立てて展開していくことが肝要。国は、各大学等がおかれている多様な特性や環境等を踏まえ、その戦略的な取組を必要に応じて支援することにより、国全体の産学官連携の質の向上を図ることを基本とすべき。

産学官連携の現状と課題

1．産学官連携のこれまでの実績と成果

大学等の努力やそれを支える制度改革、国による支援等により、各大学等の知的財産体制整備は着実に進展。

その結果、企業等と大学等との共同研究や受託研究が着実に増加し、大学等からの特許出願件数や実施件数が増加。その中で優れた成功事例も創出。

2．産学官連携の課題

(1) 共同研究等の実施についての課題

大規模な共同研究は増加していない。また産学の間で意識に隔たりあり。特許出願件数に対し、特許の利用はそれほど進んでいない。

(2) 国際的な産学官連携活動についての課題

大学と海外企業との共同・受託研究件数は極めて少ない。

国際的な産学官連携活動を行うための体制は不十分。

(3) 特定の研究分野に係る産学官連携活動についての課題

ライフサイエンス分野の知財戦略策定や、研究成果有体物の活用、臨床研究のマネジメント等、特定分野に係る産学官連携活動体制が不十分。

(4) 大学等発ベンチャーについての課題

事業化における人的基盤や社会的基盤が脆弱。

(5) 大学等の実情に応じた産学官連携体制の構築についての課題

知的財産創出のポテンシャルは高いものの、知的財産活動の基盤整備の取組が進んでいない大学は多数存在。

地域の産業や地域の中小企業との連携が不十分。

(6) 知財人材の育成・確保についての課題

知的財産活動を行う人材が、大学において十分育成・確保されていない。

イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて

1 . 産学官連携の戦略的な展開の方向

(1) 産学官連携戦略の策定と必要な組織体制の確立

各大学等においては、産学官連携を支える組織の強化に必要な財源の確保を基本として、中長期的な産学官連携戦略を、資金計画を含んだ形で作成することが必要。

組織の効率的な運営を図るため、既存の組織や人員について、各大学等で定めるその時々への使命に即して、柔軟に形態を変えていくことが望ましい。

(2) 組織的・戦略的な共同研究等の推進

共同研究等の実施に当たっては、産学官が双方の立場の理解・尊重をしたうえで、組織的・戦略的な連携により研究課題の設定段階から対話を行うことが必要。

個別の共同研究等を開始する段階で、産学で共同研究等の計画を策定し、目標の共有、役割分担を行い、基礎から応用までを見通した長期的な視点に立って、共同研究等を推進することが必要。

(3) 国際的な産学官連携活動の推進

国際的な産学官連携活動として、以下の取組を行うことが重要。
国際的に通用する知財人材の育成・確保
国際法務機能の強化と紛争予防
国際産学連携・情報発信機能の強化
海外特許の戦略的な取得と出願支援の強化
地域の大学等を支援する産学官連携のためのネットワーク（場）の形成

（４）研究分野に応じた産学官連携体制の構築

研究分野に応じて、以下のような体制の強化を行うことが重要。

ライフサイエンス分野の技術移転体制の強化
研究成果有体物の管理・活用体制の整備
臨床研究の利益相反マネジメントの強化
ソフトウェア等の活用の促進

（５）事業化支援機能の強化

大学等発ベンチャー創出のためには、学生や教職員に対する起業に関する理解・意識の向上、相談・支援要員の配置、インキュベーション施設の確保を含む各種支援機能の充実が不可欠。

さらに、大学等にベンチャービジネスに精通した人材を配置し、ベンチャー支援機関等との連携体制の構築、シーズの評価、経営、資金等の事業化支援機能の強化を行うことが考えられる。

（６）地域における産学官連携体制の強化

大学等は、地方公共団体や公設試験研究機関や、地域の中小企業や地場産業との連携の強化を行うことが重要。

（７）知的財産基盤が脆弱な大学等の知的財産活動の強化

知的財産基盤構築の取組が進んでいない大学等においても、知財活動の強化を図ることが不可欠。その際は、各大学等の特性、実態を考慮した体制を構築することが重要。

（８）多様な産学官連携体制の構築

大学等において、以下のような連携を構築することが重要。

国公立の大学等間の連携やコンソーシアムの形成
TLO機能の内部化や外部のTLOとの連携強化
JSTなど外部組織の活用

(9) 質を重視した戦略的な基本特許の取得

特許の質を重視し、応用範囲の広い基本特許となるような特許を戦略的に取得していくことが重要。

(10) 大学等の知財人材の育成・確保

大学等において、自立的・効率的な知的財産活動に取り組むため、以下のような取組について検討し、内部専任人材を増強することが必要。

知財専門職員の採用・研修・人事ローテーション

知財専門職員に対する処遇（給与等）面でのインセンティブの付与

育成される若手知財専門職員への多様なキャリアパスの提示

指導者による徹底したグループ学習による指導等、効果的なOJTの実施

体系的な学内研修、外部研修（海外研修を含む）への積極参加、企業や法律事務所における実務研修など、実務能力を育成する効果的な人材育成

他大学等の職員に対する研修の実施等、機関の枠を超えた人材育成

大学の学部・大学院における知財教育と連携した人材育成

2. 国の支援の在り方

国は、大学等における産学官連携活動が失速することなく、その戦略が十全に展開されるよう、各大学等において組織的・戦略的に行われる特色ある多様な取組を支援し、産学官連携活動全体の質の向上を図る。

その際、大学等の活動としては実施のリスクが高く、かつ、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援することが重要。

具体的には、以下のような支援を行うことが必要。

- ・ 国際的な産学官連携体制の強化、特定分野の知財管理・活用体制の強化、事業化支援体制の強化、など先進的な知的財産戦略を有する大学等の特色ある優れた取組を重点的支援。
- ・ 地域における知的財産の管理・活用体制の強化、若手専門人材の育成・確保に取り組む大学等への支援。
- ・ 知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動の支援。

これらの取組を進めるため、各大学等に共通する課題、留意点、方策等に事項についての調査、情報提供等を行うとともに、成功事例については広く周知。

科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会 審議のまとめ～イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて～

現状と課題

各大学等における産学官連携の体制整備の取組により、共同研究や受託研究が着実に増加し、大学等における知的財産活動は拡大。国際的な産学官連携活動、特定の研究分野に係る産学官連携活動、大学等発ベンチャー、知財人材の育成・確保等について取組が不十分。

背景

「経済財政改革の基本方針2007」「長期戦略指針『イノベーション25』」「知的財産推進計画2007」等の政府の各種の行政方針・計画において、産学官連携の強化を図る必要性が指摘。

必要性・意義

- ・ 厳しい国際競争の中、イノベーション創出を求められている我が国にとって、産学官連携はその実現のための重要な手段。
- ・ 大学等においては、それぞれが定める使命に即して、主体的かつ多様な産学官連携活動を組織的・戦略的に展開することが必要。

イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開

産学官連携の戦略的な展開

大学等毎に中長期的な「産学官連携戦略」を作成

- ・ 大学等においては、リエゾン機能、契約機能、TLO機能及び初期段階のインキュベーション機能等の業務や体制整備など産学官連携を支える組織の強化に必要な財源を確保。資金計画を含め中長期的な産学官連携戦略を立てて活動を展開。
- ・ 研究の進展と一体的な知的財産戦略を進め、件数のみならず質の重視を念頭に、国際的な基本特許を生みだし、国際競争力につながる効率的な知的財産の活用を図る。

国による重点的支援

- ・ 国は、大学等の戦略的な取組について、右記(1)～(9)の視点に立ち、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動を重点的に支援することにより、国全体の産学官連携の質の向上を図る。

今後の産学官連携の方向

(1) 組織的・戦略的な共同研究等の推進

- ・ 産学官が目標を共有し、適切な役割分担を行ったうえで、基礎から応用までを見通した長期的な視点に立って、共同研究等を推進

(2) 国際的な産学官連携活動の推進

- ・ 基本特許の国際的な権利取得の促進、国際知財人材の育成確保など産学連携体制の強化

(3) 研究分野に応じた産学官連携体制の構築

- ・ ライフサイエンス分野など特定分野の課題に対応した知的財産の管理・活用体制の整備

(4) 事業化支援機能の強化

- ・ 企業相談、企業家教育、ベンチャー・キャピタルとの連携などの事業化支援体制の強化

(5) 地域における産学官連携体制の強化

- ・ 大学と地方公共団体等との連携による知的財産の管理・活用体制の強化

(6) 知的財産基盤が脆弱な大学等の知的財産活動の強化

- ・ 人文社会系を含め、各大学等の特性、実態を考慮した効率的な運用体制の整備

(7) 多様な産学官連携体制の構築

- ・ 国公立の大学等間の連携やコンソーシアムの形成を支援、JSTなど外部組織の活用

(8) 質を重視した戦略的な基本特許の取得

- ・ 件数のみに偏らず、特許の質を重視し、応用範囲の広い特許取得となるよう戦略的に取得

(9) 大学等の知財人材の育成・確保

- ・ 高度な専門性を有し、戦略的なマネジメント実務を行うことができる知財人材の育成・確保

2. 大学等における産学官連携活動に関する資料

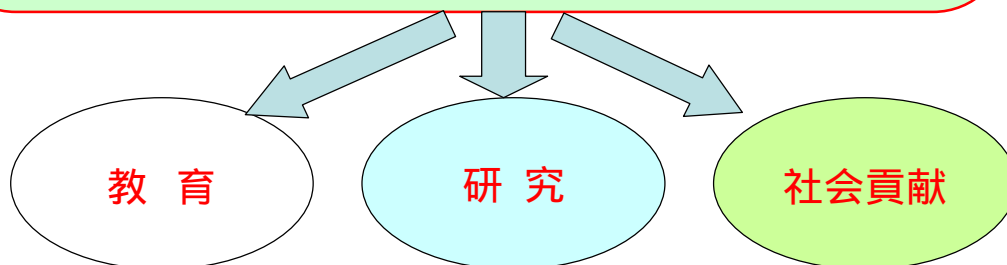
1. 教育基本法における大学の基本的役割について

教育基本法(平成18年12月)

(大学)

第7条 **大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。**

2 大学については、自主性、自律性、その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。



2. 大学等における知財管理活用体制・規程策定状況

知財管理活用体制				
	回答機関合計	整備済	19年度以降策定予定	策定予定なし
国立大学等	92	72 (78%)	8	12

利益相反ポリシー				
	回答機関合計	整備済	19年度以降策定予定	策定予定なし
国立大学等	92	60 (65%)	21	11

産学連携ポリシー				
	回答機関合計	整備済	19年度以降策定予定	策定予定なし
国立大学等	92	42 (46%)	32	18

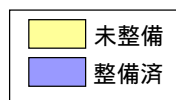
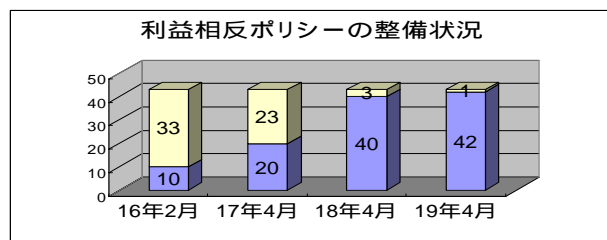
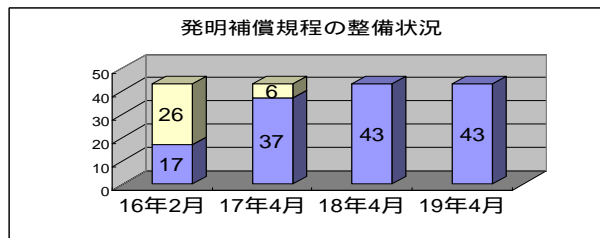
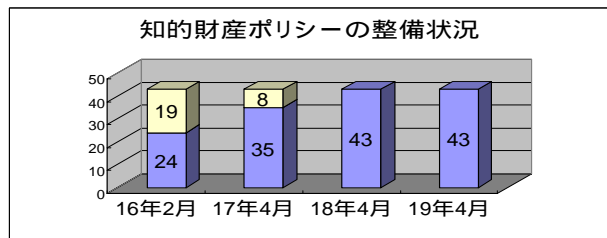
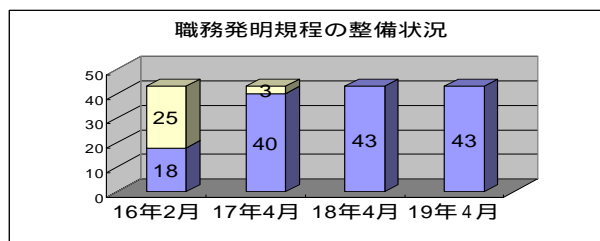
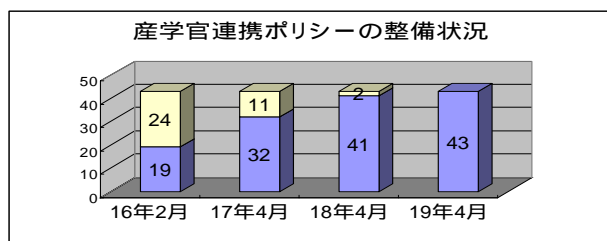
職務発明規程				
	回答機関合計	整備済	19年度以降策定予定	策定予定なし
国立大学等	92	88 (96%)	3	1

知的財産ポリシー				
	回答機関合計	整備済	19年度以降策定予定	策定予定なし
国立大学等	92	73 (79%)	9	10

平成19年4月1日現在

国立大学等とは大学、高等専門学校、大学共同利用機関
策定予定なしは主に教育大学

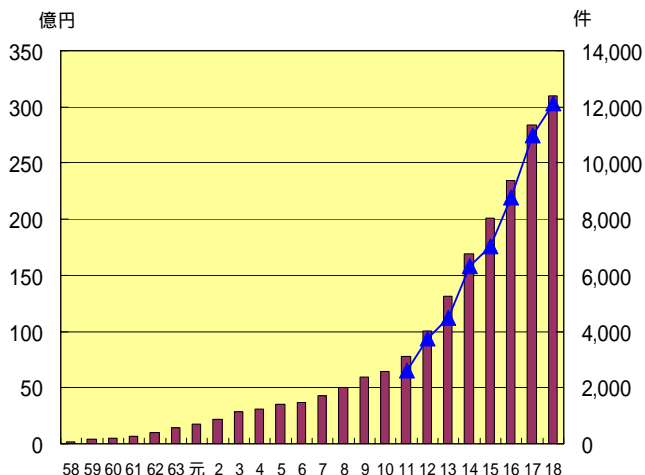
3. 知的財産本部整備事業実施機関における知財管理活用体制・規程策定状況



調査対象：大学知的財産本部整備事業43機関

4. 大学等と企業等との共同研究等実績

国立大学等における共同研究実績



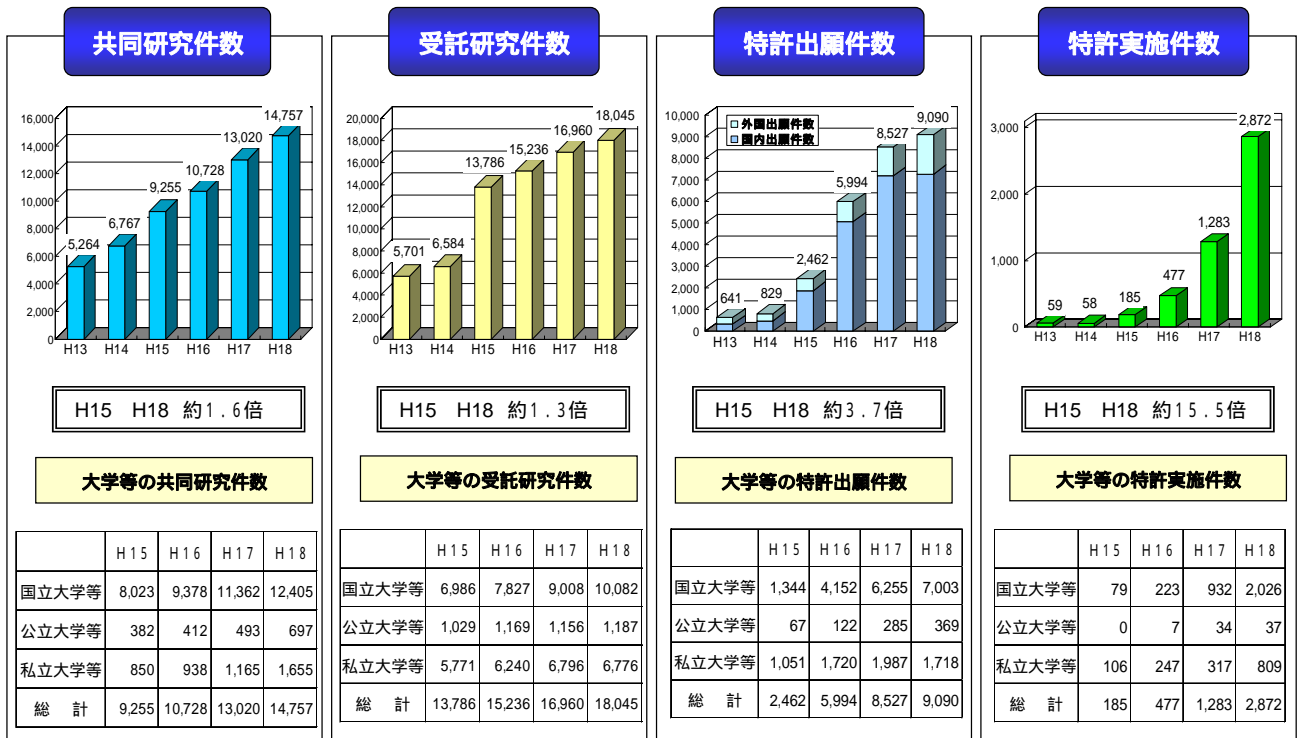
18年度国公立大学等における共同研究・受託研究実績

	国立大学等	公立大学等	私立大学等	合計
共同研究	12,405件 (11,362件)	697件 (493件)	1,655件 (1,165件)	14,757件 (13,020件)
受託研究	10,082件 (9,008件)	1,187件 (1,150件)	6,776件 (6,796件)	18,045件 (16,960件)

共同研究とは大学等と民間企業等とが共同で研究開発を行い、かつ大学等が要する経費を民間企業等が負担しているものを対象とした
 受託研究とは大学等が相手方機関からの委託により、主として大学等のみが研究開発を行い、そのための経費を相手方が支弁しているものを対象とした
 大学等とは、大学・高等専門学校・大学共同利用機関をいう
 ()は平成17年度実績

平成18年度の国立大学等の共同研究は1万2千件を超え、
 国公私合わせると、1万4千件を突破した

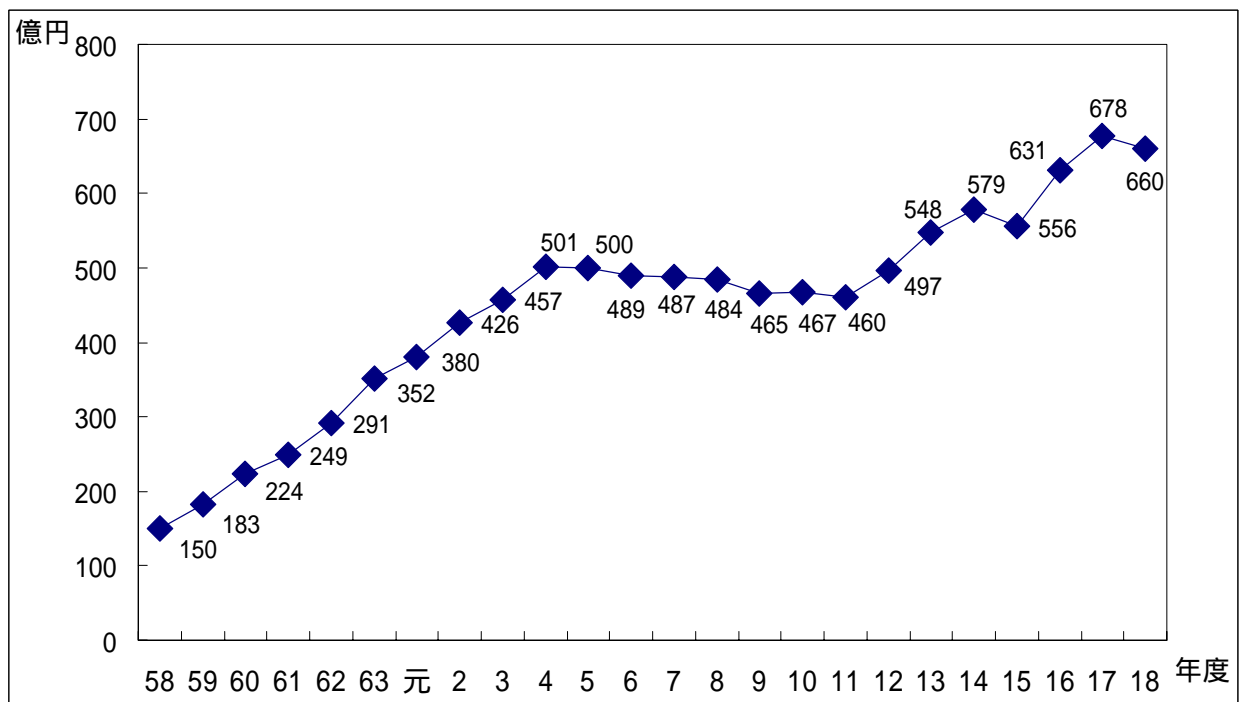
5. 大学等における共同研究実施件数等の推移



大学等…大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校を含む。
H13、H14は国立大学等のみ、H15以降は国公私立大学等を対象

特許実施件数は特許権(受ける権利を含む)のみを対象とし、実施許諾及び譲渡件数を計上

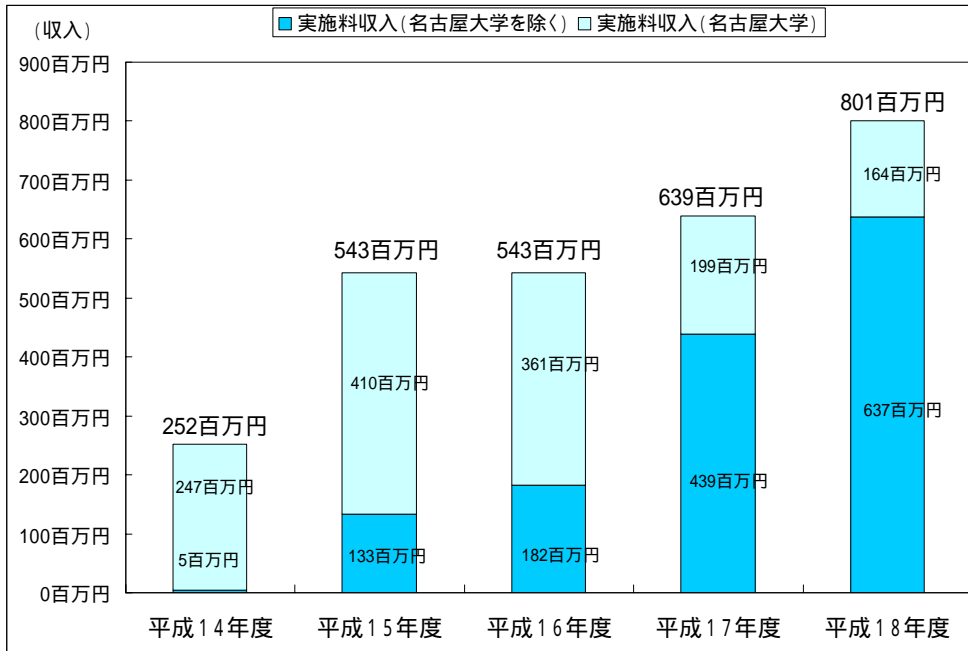
6. 国立大学等における寄附金収入の推移



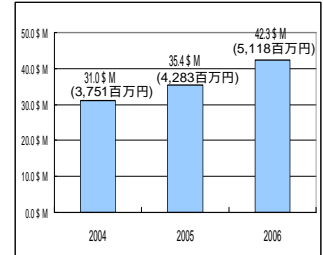
国立大学等とは国立大学、国立高等専門学校、大学共同利用機関

15年度までの寄附金の受入額は旧国立学校特別会計の歳入決算額。

7. 大学等における特許実施料収入の推移



(参考) M.I.Tの特許実施料収入



出典: M.I.T Technology Licensing Office Statistics: FY2006

日本円は1\$ = 121円で換算
(平成19年5月30日時点)

特許実施料収入をあげている機関数推移
(国公私立大学等)

年度	機関数
平成15年度	32
平成16年度	47
平成17年度	83
平成18年度	98

14年度は国立大学のみ、15年度以降は国公私立大学等を対象
特許権(受ける権利を含む)のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上

8. 平成18年度共同研究等の実績(上位30機関)

共同研究件数

特許出願件数

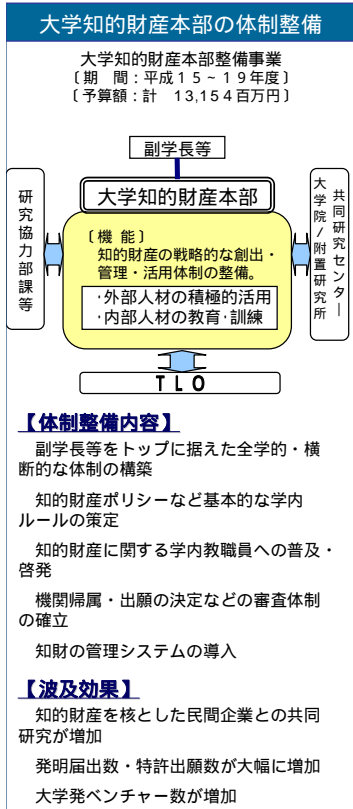
特許実施件数

特許実施料収入 (千円)

共同研究件数		特許出願件数		特許実施件数		特許実施料収入 (千円)	
機関名	件数	機関名	件数	機関名	件数	金額	区分
1 東京大学	906	1 京都大学	552	1 東京大学	890	1 名古屋大学	163,852
2 京都大学	643	2 東北大学	544	2 慶應義塾大学	254	2 東京大学	160,108
2 大阪大学	643	3 東京大学	497	2 日本大学	254	3 慶應義塾大学	70,109
4 九州大学	567	4 大阪大学	388	4 東京工業大学	114	4 日本大学	40,702
5 東北大学	519	5 東京工業大学	307	5 名古屋大学	96	5 東京工業大学	28,324
6 東京工業大学	368	6 北海道大学	269	6 大阪大学	75	6 金沢大学	21,444
7 北海道大学	362	7 慶應義塾大学	252	7 東北大学	71	7 奈良先端科学技術大学院大学	20,268
8 名古屋大学	337	8 広島大学	227	8 北海道大学	59	8 関西学院大学	16,528
9 筑波大学	290	9 九州大学	200	9 九州大学	56	9 京都大学	16,183
10 慶應義塾大学	279	10 山口大学	196	10 広島大学	52	10 立命館大学	15,730
11 静岡大学	259	11 名古屋大学	186	11 金沢大学	45	11 聖マリアンナ医科大学	13,069
12 東京農工大学	254	12 九州工業大学	168	12 東海大学	42	12 大阪大学	12,948
13 三重大学	245	13 日本大学	166	13 岡山大学	38	13 静岡大学	11,136
14 千葉大学	244	14 大阪府立大学	156 *	14 早稲田大学	31	14 九州工業大学	11,081
15 広島大学	232	15 岡山大学	151	14 立命館大学	31	15 大阪市立大学	10,500 *
16 信州大学	231	16 名古屋工業大学	145	16 静岡大学	29	16 名城大学	10,000
17 岐阜大学	213	17 信州大学	143	16 徳島大学	29	17 岡山大学	9,731
18 名古屋工業大学	205	18 奈良先端科学技術大学院大学	133	18 奈良先端科学技術大学院大学	28	18 東京医科歯科大学	9,131
19 岩手大学	203	19 東京農工大学	131	19 京都大学	27	19 長崎大学	8,577
19 山口大学	203	20 早稲田大学	129	19 香川大学	27	20 北海道大学	8,158
19 大阪府立大学	203 *	21 千葉大学	126	21 九州工業大学	26	21 東北大学	8,053
22 神戸大学	200	22 静岡大学	124	21 明治大学	26	22 広島大学	7,904
23 徳島大学	192	23 徳島大学	118	23 岐阜大学	25	23 佐賀大学	7,350
24 金沢大学	190	24 香川大学	113	24 群馬工業高等専門学校	24	24 久留米大学	6,408
25 岡山大学	186	25 長岡技術科学大学	110	25 東京医科歯科大学	23	25 松本歯科大学	6,407
26 電気通信大学	182	26 東京理科大学	103	26 東京農工大学	21	26 大阪府立大学	6,376 *
27 群馬大学	168	27 鹿児島大学	100	27 長崎大学	20	27 近畿大学	6,283
28 茨城大学	161	28 電気通信大学	90	28 日本薬科大学	19	28 熊本大学	5,839
29 鳥取大学	159	29 神戸大学	86	29 関西学院大学	18	29 横浜国立大学	5,806
30 福井大学	151	30 横浜国立大学	84	30 富山大学	17	30 早稲田大学	5,664
		30 豊橋技術科学大学	84	30 大阪府立大学	17 *		
				30 名城大学	17		

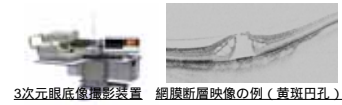
表中の*印は公立、印は私立を表す

9. 大学知的財産本部整備事業の成果事例【国際競争力の強化に貢献】



第二世代高速OCT機（眼底像撮影装置）で世界に先行【筑波大学×㈱トプコン】

超高速の光断層映像法（OCT）を開発。㈱トプコンへの技術移転により、世界最高レベルの高速性と位置分解能を有する三次元眼底断層撮影装置を製品化。第一世代OCT機では世界に遅れを取った日本が、超高速第二世代OCT機では世界に先行。



知財管理（知財保護）

- ・知財本部が特許出願(H17年)
- ・特許出願数：国内 12件 海外 4件

技術移転

- ・㈱トプコンに実施許諾(H17年)
- ・実用化に向け同社と共同研究を実施(H17年)

成果

- ・実施料収入：約3,500万円
- ・㈱トプコンが第37回機械工業デザイン賞「最優秀賞・経済産業大臣賞」受賞

原子間力顕微鏡の革命【金沢大学×SIINT×米・ピコ×独・JPK×(有)金沢大学ティール・オー・オプトパス】

人体内のたんぱく質やDNAを映像として捉えることに世界で初めて成功、生命科学の研究手法を将来一変できる革新的な顕微鏡であり、世界的に優位性を持つ技術を開発。(有)金沢大学TLOを通じて世界3種の専門メーカーに技術移転。



知財管理（知財保護）

- ・知財本部が特許出願(H17年)
- ・特許取得数：海外 2件
- ・特許出願数：国内 14件 海外 1件

技術移転

- ・(有)金沢大学TLOを通じて日・米・独の3社に実施許諾(H17年、19年)

成果

- ・実施料収入：約3,040万円
- ・産学官連携功労者表彰「日本学術会議会長賞」受賞

メタボロームの高速定量解析技術の開発【慶應義塾大学×ヒューマン・メタボローム・テクノロジー・ズ(株)】

メタボローム(生体内の代謝物質の総称)の高速定量解析を可能にした世界初の画期的な技術を開発。装置メーカーへの技術移転により製品化するとともに、応用技術を開発するためのベンチャー設立、同社に技術移転。



知財管理（知財保護）

- ・知財本部が特許出願(H13年)
- ・特許取得数：国内 1件
- ・特許出願数：国内 1件

技術移転

- ・装置メーカーに実施許諾(H15年)
- ・測定・解析技術を開発させるためベンチャー設立(大学が出資)(H15年)
- ・同ベンチャーに権利譲渡及びTLOの私利用許諾(H16年、H18年)

成果

- ・実施料収入：約2,100万円
- ・解析装置は41台の販売実績
- ・産学官連携功労者表彰「科学技術政策担当大臣賞」受賞

10. 産学官連携の最近の成果事例

革新的金属材料「金属ガラス」の開発

井上明久 東北大学長(現在)
並木精密宝石(株)、長野計器(株)等

・科学研究費補助金(萌芽期)、戦略的創造研究推進事業(発展期)による継続的な支援により、従来をはるかに強く強さとしなやかさを備えた素材として期待される金属材料を創製。
・部材メーカーとの密接な産学連携の下で従来では不可能であった超小型・高精度・高強度機械部品を開発。

科学研究費補助金(科研費)

「熔融状態から超急冷した非平衡結晶相の超伝導性質」(S56)～

科学技術振興機構(戦略的創造研究推進事業)

「井上過冷金属プロジェクト」(ERATO H9～H14)

新エネルギー・産業技術総合開発機構

ゴルフクラブヘッド、世界最小モータ、高性能センサー、超精密ギア などへ産業応用(市場規模 1,760億円/年間)



「高速原子間力顕微鏡」の開発

安藤敏夫 金沢大学教授
オリンパス(株)等

・科学研究費補助金の研究成果を基に、機器メーカーとの産学連携により、生きたタンパク質を1分子の単位で動画観察できる高速顕微鏡を開発。
・基本となる特許は、米国企業や独国企業にもライセンス(H17～19)。現在、更なる高速撮影を可能とする顕微鏡を開発中(戦略的創造研究推進事業、先端計測分析技術・機器開発事業)であり、世界の追従を全く許していない。

科学研究費補助金(科研費)

「生物材料の複製に適した原子間力顕微鏡の開発」(H3)～

科学技術振興機構(戦略的創造研究推進事業)

「タンパク質のナダイナミクス高速撮影装置の開発」(CREST H16～H21)

科学技術振興機構(先端計測分析技術・機器開発事業)

「生体高分子3次元高分解能動態解析装置の開発」(機器開発プログラム H16～H21)

細胞内の物質輸送を行うタンパク質

Actin Filament

Myosin V

数μm

【動画で撮影】

・従来より1千倍早い撮影速度で、水溶液中で動くタンパク質やDNAを映像として捉えることに成功(世界初)。
・生命科学の研究手法を将来一変する革新的な顕微鏡、産業用半導体の検査装置としても期待。



大学における研究

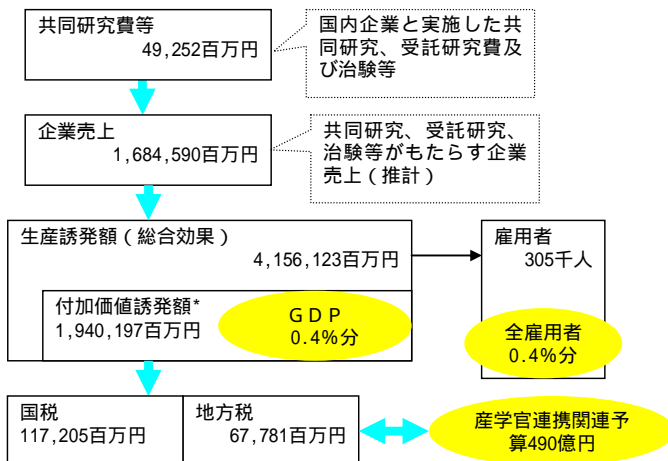
企業における研究

11. 産学官連携の経済効果(経済波及効果)

国からみた効果

【地域経済の活性化】

- 企業売上からもたらされる経済効果・雇用効果・税収
- 全国の民間企業と平成17年度に実施した共同研究、受託研究及び治験等の受入金額は493億円。
- 共同研究、受託研究及び治験等によりもたらされる企業売上は1.7兆円。



*我が国のGDP相当付加価値。付加価値誘発額総額は2兆349億円

わが国の経済の0.4%の貢献

- 全国で誘発される生産額4.2兆円のうち、GDP相当の付加価値誘発額は1.9兆円であり、わが国の国内総生産(GDP)の0.4%に相当。

わが国の雇用に0.4%貢献

- 全雇用者の0.4%に相当する雇用(約30万人)が創出される。

税収の増加

- 全国で1,850億円の税収の増加に寄与(国税1,172億円、地方税678億円)。
- 文部科学省、経済産業省の産学連携関連予算490億円を十分に回収可能な水準。

施策を講じることによる経済効果は非常に大きい。

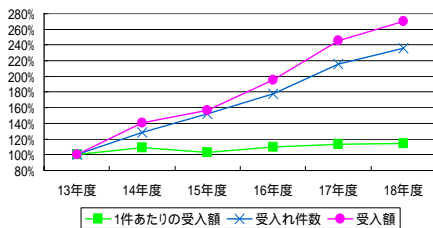
出典:「産学官連携の経済効果について」
平成19年3月 財団法人日本経済研究所

12. 共同研究1件あたりの規模・相手先機関別受入額

共同研究とは大学等と民間企業等とが共同で研究開発を行い、かつ大学等が要する経費を民間企業等が負担しているものを対象とした

国立大学等における共同研究の伸び率

(13年度を100%とした伸び率)

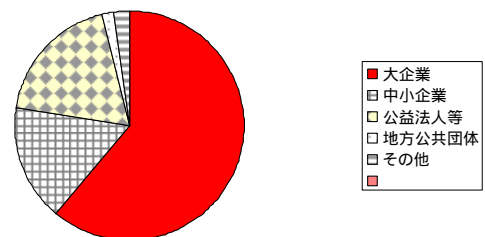


一件あたりの受入額実績

	受入額(千円)
18年度	2,443
17年度	2,419
16年度	2,338
15年度	2,193
14年度	2,331
13年度	2,130

注)大学等には高専及び大学共同利用機関を含む。

国公立大学等における共同研究の相手先機関別受け入れ金額



18年度受入額(百万円)

国内民間企業		公益法人等	地方公共団体	その他	合計
大企業	中小企業				
22,469	6,116	6,843	575	840	36,843
61.0%	16.6%	18.6%	1.6%	2.3%	

注)大学等には高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。

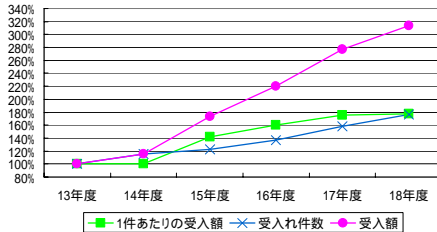
注)公益法人等とは独立行政法人、財団法人、特殊法人等をいう

注)その他は外国政府、外国企業等

13. 受託研究1件あたりの規模・相手方機関別受入額

受託研究とは大学等が相手方機関からの委託により、主として大学等のみが研究開発を行い、そのための経費を相手方が支弁しているものを対象とした

国立大学等における受託研究の伸び率
(13年度を100%とした伸び率)

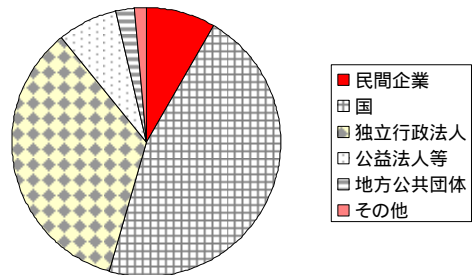


一件あたりの受入額実績

年度	受入額(千円)
18年度	10,927
17年度	10,784
16年度	9,869
15年度	8,734
14年度	6,169
13年度	6,160

注) 大学等には高専及び大学共同利用機関を含む。

国公立大学等における受託研究の
相手先機関別受け入れ金額



18年度受入額 (百万円)

国内民間企業	国	独立行政法人	公益法人等	地方公共団体	その他	合計
11,706	65,656	49,334	10,146	3,396	1,797	142,035
8.2%	81.0%	7.1%	2.4%	2.4%	1.3%	

注) 大学等には高等専門学校及び大学共同利用機関を含む。

注) 公益法人等とは、財団法人、特殊法人等をいう

注) その他は外国企業等

14. 大学等における外国企業との共同研究等実績

共同研究実績

年度	全体件数	うち外国企業	割合	全体金額	うち外国企業	割合
15年度	9,255件	15件	0.16%	21,620,823千円	64,383千円	0.30%
16年度	10,728件	32件	0.30%	26,375,829千円	100,678千円	0.38%
17年度	13,020件	51件	0.39%	32,343,275千円	272,693千円	0.84%
18年度	14,757件	83件	0.56%	36,843,149千円	361,456千円	0.98%

受託研究実績

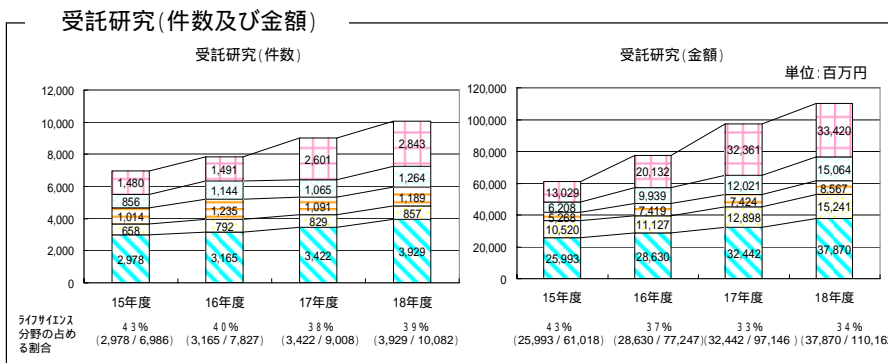
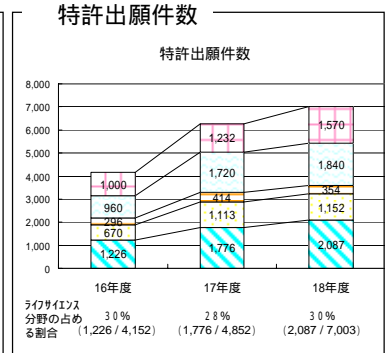
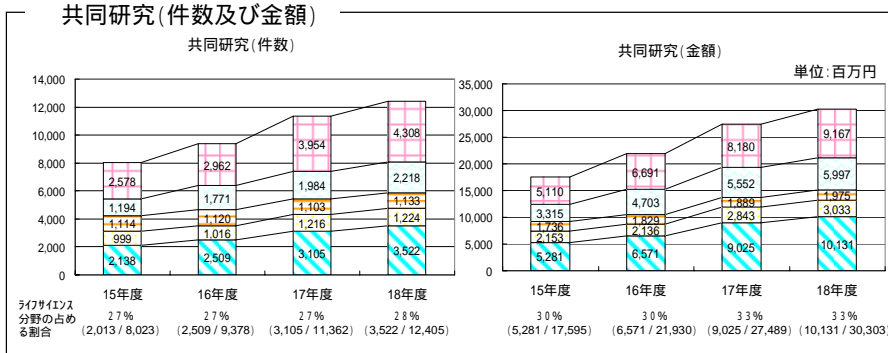
年度	全体件数	うち外国企業	割合	全体金額	うち外国企業	割合
15年度	13,786件	45件	0.33%	85,904,359千円	748,395千円	0.87%
16年度	15,236件	39件	0.26%	101,227,322千円	117,412千円	0.12%
17年度	16,960件	41件	0.24%	126,479,747千円	181,234千円	0.14%
18年度	18,045件	73件	0.40%	142,035,360千円	306,127千円	0.22%

特許出願実績

年度	国内出願件数	外国出願件数
15年度	1,881件	581件
16年度	5,085件	909件
17年度	7,197件	1,330件
18年度	7,282件	1,808件

大学等には高等専門学校及び大学共同利用機関を含む

15. 国立大学等における分野別共同研究等実績



国立大学等とは国立大学、国立高等専門学校、大学共同利用機関



16. 大学におけるリサーチツール特許の現状と課題

平成18年10月文部科学省調べ(「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43機関)を対象)

リサーチツール特許を保有(出願済み・登録済み)している機関数は37機関と86%を占めるものの、リサーチツール特許の専用データベースをHP等により公開している機関は1機関となっており、各機関におけるリサーチツール特許の活用に対する意識の低さがわかる。

【リサーチツール特許保有件数】

	件数		機関数	左記のうちリサーチツール特許情報を公開している機関数
	出願済み	登録済み		
リサーチツール特許	1,116	62	37機関 / 43(86%)	1機関 / 43(2%)

【上記リサーチツール特許の活用実績(実施許諾等)】

(単位:千円)

	件数	特許実施許諾契約実績		機関数	左記のうち契約条件としてマテリアル提供の条項有	機関数	MTA(マテリアル提供契約)による民間企業への提供実績	機関数
		件数	金額					
国内	71	17	73,215	14	4	5	113	17
	14	4,210	4	127,326	11			
海外	3	1	10,000	0	0	0	32	12
	1	0	0	54,343	9			
合計	74	17	83,215	14	4	5	145	18
	14	4,210	4	181,669	12			

注:契約件数には、当該年度に収入実績のない契約も含まれている。

(参考)リサーチツールの対象については、下記「リサーチツール特許のライセンスに関するガイドライン」提言(平成18年1月16日 日本製薬工業協会知的財産委員会)における定義を参考に、各大学で判断した。リサーチツール特許とは、医薬の研究開発過程において最終製品(医薬)を選択する目的のためのツールとして用いられる遺伝子、たんぱく質の製造、遺伝子又は使用(例えば、生物化学実験で用いられるマーカーたんぱく質又はそれをコードする遺伝子、たんぱく質の製造法、遺伝子の選択方法、医薬の医薬分子と反応し得る受容体たんぱく質又はそれをコードする遺伝子、医薬のスクリーニング方法、トランスジェニック動物、ベクター、抗体等)に関する発明についての特許をいう。

リサーチツールを民間へ提供する条件として最も多く挙げられたのは、「有償での提供」(20件)であった。また、リサーチツールを提供できない場合の理由として最も多く挙げられたのは、「教員の提供が得られない場合」(18件)であった。(複数回答有り)

【リサーチツールを民間企業へ提供する場合に付す主な条件の例】

- 有償提供(産業利用の場合は有償、研究目的の場合は無償の場合有り)(20件)
- 提供したリサーチツールを使用して生まれた知的財産の取扱い(帰属等)(4件)
- 第三者への再配布の制限(4件)
- リサーチツールを用いて得られた成果を公表する場合、提供元を明記すること(4件)
- 目的外使用の禁止(3件)
- 研究結果の開示等についての同意、秘密保持(3件)
- リサーチツール提供によって得られた研究情報の大学への報告(2件)
- 提供先での実施に関する第三者特許権等の侵害に対しては免責とすること(1件)
- 原則通常実施契約とすること(1件)
- 使用場所の特定、人体への使用禁止、繁殖の禁止、遺伝子組み換え生物の取扱い規定の遵守(各1件)

【リサーチツールを民間企業へ提供できない場合の主な例】

- 教員の協力が得られない場合(18件)
- 他者との関係で提供できない場合(11件)
- 大学発ベンチャーにおいて活用する場合
 - 当該リサーチツールが民間企業との共同研究の成果であって、他の企業に提供する場合に当該企業の同意が得られない、あるいは得られないおそれがある場合
 - 民間企業からの試薬購入契約時等に、他企業へのリサーチツールの提供が禁止されている場合
 - 契約条件で妥協できない場合(8件)
 - 提供先が相手方の希望を確保できない場合
 - 相手方から第三者への転売、譲渡を希望された場合、人体への使用を希望された場合
 - 価格交渉で妥協できない場合
 - 使用方法が倫理的に問題がある、知財管理上問題があるなど提供先に問題があると判断した場合(5件)

リサーチツール特許の使用円滑化をするための実務上の課題として最も多く挙げられたのは「リサーチツールの価格の算定」(14件)及び「提供したリサーチツールを使用して生まれた知的財産の取り扱い(帰属等)」(10件)であった。また、大学の研究において使用を希望するリサーチツールとして最も多く挙げられたのが「化合物のサンプル」(19件)であった。(複数回答有り)

【リサーチツール特許の使用円滑化をするための実務上の課題】

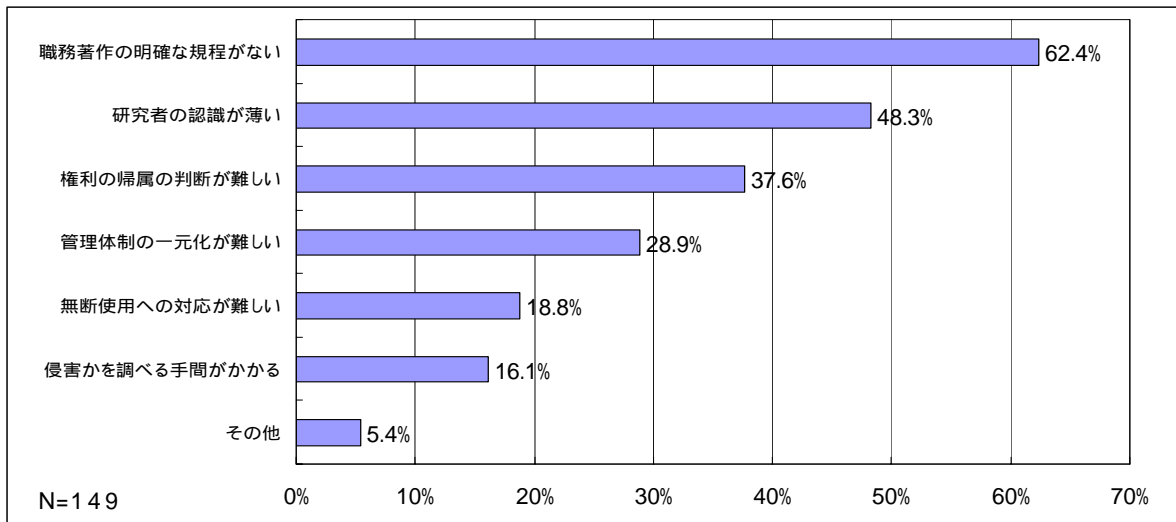
- リサーチツールの価格の算定(14件)
- 提供したリサーチツールを使用して生まれた知的財産の取扱い(帰属等)(10件)
- リサーチツールに係る実施許諾のポリシーの明確化(4件)
- リサーチツールに付随する情報(取扱方法等)の提供を要求されたときの教員の負担(2件)
- 特許法第69条第1項の「試験・研究」の範囲が明確にされていないことから、企業等においてリサーチツール特許を活用した場合に、特許法に抵触するかどうかの判断が難しいこと(1件)

【大学の研究において使用を希望する民間企業のリサーチツールの主な例】

- 化合物サンプル(医薬化合物(薬効が確認されているもの、未確認のものを含む。)、化合物ライブラリー等)(19件)
- タンパク質(抗体等)(11件)
- 遺伝子組み換え動物(疾患モデル動物等)(8件)
- 生物学的又は薬理的機能評価法(薬効の評価方法、スクリーニング方法等)(6件)
- 細胞(6件)
- 遺伝子(3件)

17. 著作権に関する課題

著作権に関する課題として、「職務著作の明確な規程がない」ことや「研究者の認識が薄い」こと、「権利の帰属の判断が難しい」ことなどを指摘する意見が多い。



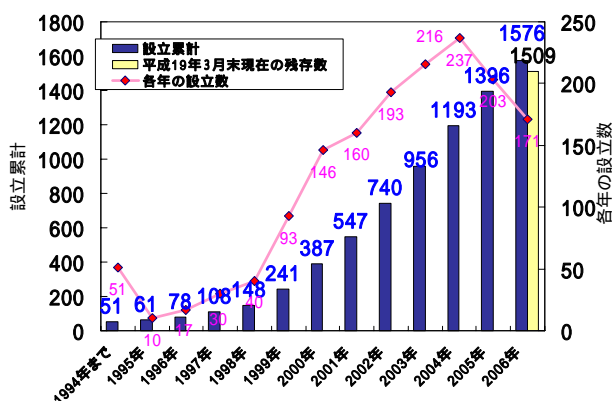
国公私立大学(文系の単科系大学を除く)、国公立研究機関、高等専門学校を対象に調査
1機関が複数の課題を有しているため、合計は100%にならない。

出典:「研究機関等における知的財産に係る法的問題に関する実情把握調査」
平成18年3月 みずほ情報総研株式会社

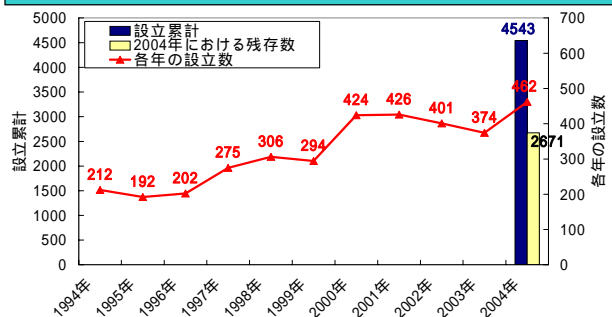
18. 大学発ベンチャー

- ・我が国の大学発ベンチャーは1500社を超え、年間設立数も約200社のレベル。
- ・諸外国と比較すると、依然、その数は少ない。

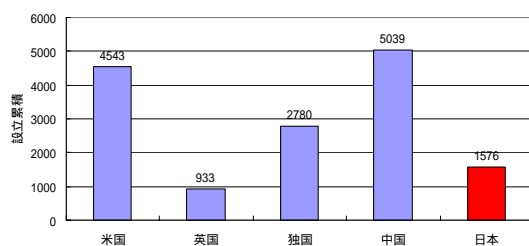
我が国の大学発ベンチャーの設立実績



米国の大学発ベンチャーの設立実績



諸外国との大学発ベンチャー数の比較



(出典)
平成19年度大学等発ベンチャー調査1次調査(科学技術政策研究所調べ)より作成
設立年が不明な社(9社)があるため、「各年の設立数、の累計と「設立累計」は一致しない。
(この他に、政府系研究施設発ベンチャー135社(2007年調査)がある。)
Licensing survey FY2004.(AUTM)より作成
日本は2007年3月末(科学技術政策研究所調べ)、米国は2004年度末(AUTM調べ)、独国は2000年度末、
中国は2001年度末、英国は2002年度末時点での数字である。

19. 承認TLO一覧

平成19年7月現在:承認TLO 44機関

	機関名	主な提携大学	機関名	主な提携大学	
株式会社	北海道ティー・エル・オー(株)	北海道大学ほか道内の大学等	(有)金沢大学ティ・エル・オー	金沢大学ほか石川県内・北陸地域の大学等	
	(株)東北テクノアーチ	東北大学ほか東北地域の国立大学等	(有)山口ティ・エル・オー	山口大学	
	(株)筑波リエゾン研究所	筑波大学等	(有)大分TLO	大分大学	
	(株)東京大学TLO(CASTI)	東京大学	(財)生産技術研究奨励会	東京大学生産技術研究所	
	農工大ティ・エル・オー(株)	東京農工大学	(財)理工学振興会	東京工業大学	
	(株)キャンパスクリエイト	電気通信大学	(財)浜松科学技術研究振興会	静岡大学ほか静岡県内の大学等	
	タマティ・エル・オー(株)	首都圏の大学	(財)名古屋産業科学研究所(中部TLO)	名古屋大学ほか中部地域の大学等	
	よこはまティ・エル・オー(株)	横浜国大、横浜市大ほか神奈川県内の大学等	(財)大阪産業振興機構	大阪大学ほか大阪府内の大学等	
	(株)新潟ティ・エル・オー	新潟大学ほか新潟県内の大学等	(財)新産業創造研究機構(TLOひょうご)	神戸大学ほか兵庫県内の大学等	
	(株)オムニ研究所	長岡技術科学大、長岡高専、兵庫県立大	(財)岡山県産業振興財団	岡山大学ほか岡山県内の大学等	
	(株)山梨ティ・エル・オー	山梨大学	(財)ひろしま産業振興機構	広島大学ほか広島県内の大学等	
	(株)信州TLO	信州大、長野高専	(財)北九州産業学術推進機構	九州工業大学ほか北九州地域の大学等	
	(株)豊橋キャンパスイノベーション	豊橋技術科学大学	(財)〈まもとテクノ〉産業財団	熊本大学ほか熊本県内の大学等	
	(株)三重ティ・エル・オー	三重大学ほか三重県内の大学等			
	学校法人	関西ティ・エル・オー(株)	関西地域の大学等(京都大学、立命館大学等)	知的資産センター	慶應義塾大学の学内組織
		(株)テクノネットワーク四国	四国地域の大学等	産官学交流センター	東京電機大学の学内組織
(株)産学連携機構九州		九州大学	科学技術交流センター	東京理科大学の学内組織	
(株)長崎TLO		長崎大学ほか長崎県内の大学等	産官学連携知財センター(NUBIC)	日本大学の学内組織	
(株)みやざきTLO		宮崎大学ほか宮崎県内の大学等	知的財産・ベンチャー育成(TLO)センター	日本医科大学の学内組織	
(株)鹿児島TLO		鹿児島大学ほか鹿児島県内の大学等	知的資産センター	明治大学の学内組織	
			産官学研究推進センター	早稲田大学の学内組織	
			佐賀大学TLO	佐賀大学の学内組織	
国立大学法人			千葉大学産学連携・知的財産機構	千葉大学の学内組織	
			東京工業大学産学連携推進本部	東京工業大学の学内組織	
			富山大学知的財産本部	富山大学の学内組織	

20. 大学とTLOの一本化や連携強化

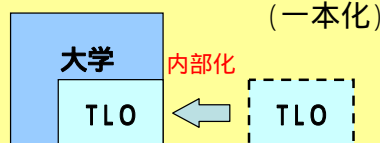
一本化や連携強化の最近の動き

法人内部にTLOを設立



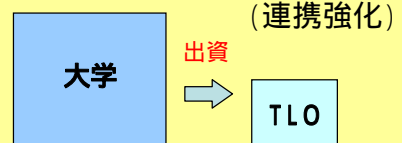
富山大学が佐賀大学、千葉大学に続き、国立大学として3機関目の内部型TLOを設立(平成19年6月)

法人に業務移管(内部化)



東京工業大学において、外部TLOである(財)理工学振興会からの業務移管(平成19年4月)

法人がTLOに出資



国立大学法人法に基づき、新潟大学が(株)新潟ティ・エル・オーに(平成18年6月)、東京大学が(株)東京大学TLOに出資(平成19年2月)

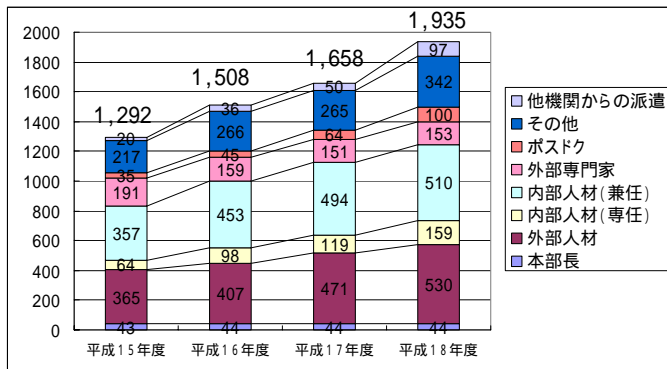
知的財産推進計画2007(平成19年5月31日知的財産戦略本部決定)

大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める

大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、2007年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じた体制の再構築を促進する。

21. 大学における知財活動に携わる人材の状況について(年度別推移)

[大学知的財産本部整備事業対象43機関における人材数の推移]



知財活動に携わる人材は年々増加

(15年度から18年度に約1.5倍)
知財活動に専任する人材の約8割は外部人材

内部人材(専任)及び外部人材

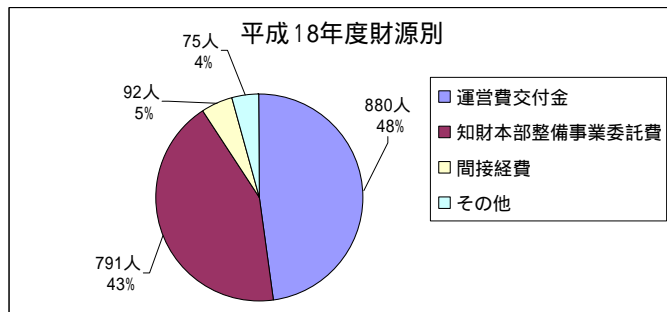
専任人材のうち外部人材の占める割合

平成15年度 365人 / 429人(85%)

平成16年度 407人 / 507人(81%)

平成17年度 471人 / 590人(80%)

平成18年度 530人 / 689人(77%)



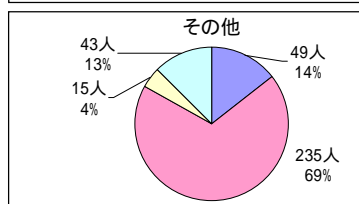
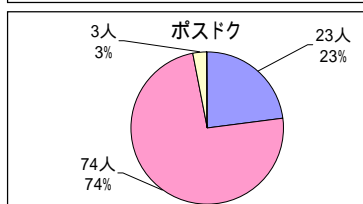
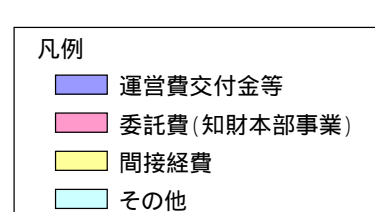
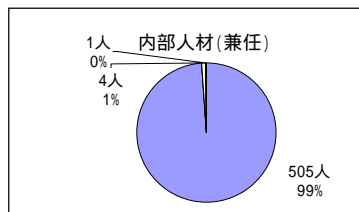
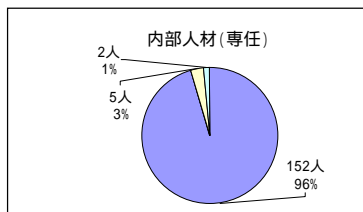
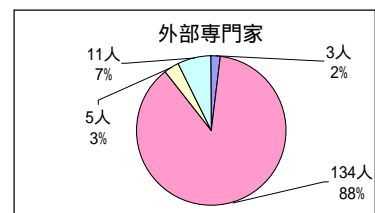
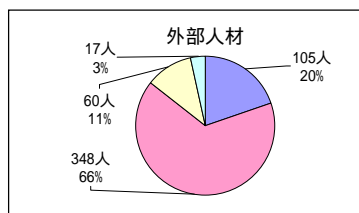
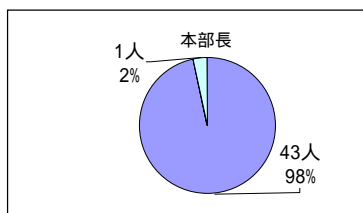
人件費の財源は運営費交付金と大学知的財産本部整備事業の委託費がほぼ半分ずつを占めている

(注) 外部人材：企業経験者等外部から知財本部に係る業務に従事するために雇用し、又は派遣された者
外部専門家：弁護士、弁理士等
その他：勤務形態が非常勤・謝金支払の者

22. 大学における知財活動に携わる人材の状況について(財源措置)

外部人材など内部人材以外の人件費の約7割は大学知的財産本部整備事業の委託費により措置

[平成18年度における人材別財源措置の状況]



(注) 外部人材：企業経験者等外部から知財本部に係る業務に従事するために雇用し、又は派遣された者
外部専門家：弁護士、弁理士等
その他：勤務形態が非常勤・謝金支払の者

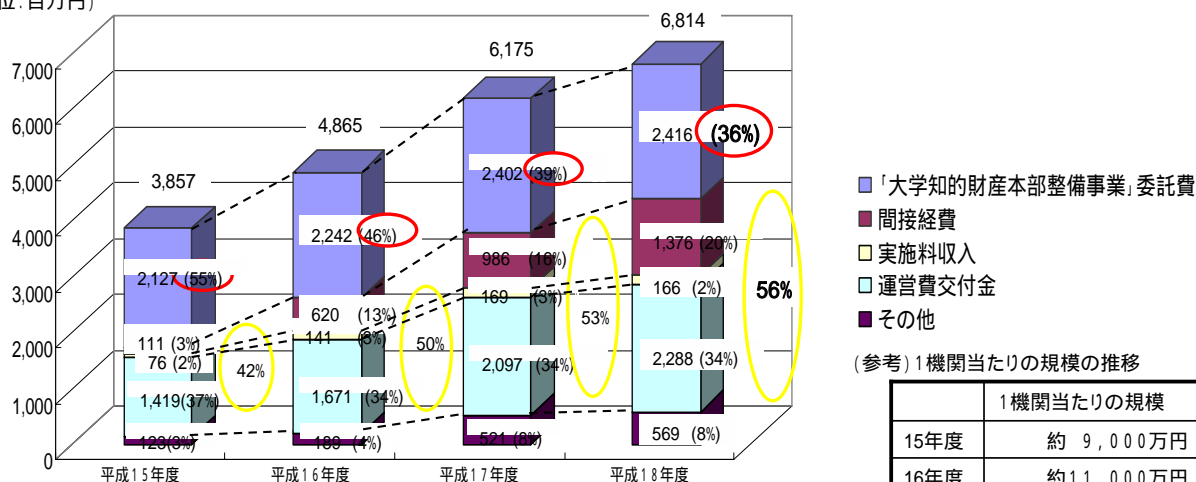
23. 大学における特許関連経費(特許出願・体制整備等)の推移について(財源措置)

「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43件)を対象

大学における特許関連経費(特許出願・体制整備等)は増加傾向(平成15年度の約1.7倍)。
自己財源の割合も5割を超えるなど着実に増加。
依然として「大学知的財産本部整備事業」による財源が約4割を占める状況。

【特許関連経費の推移】

(単位:百万円)



注)百万円単位で四捨五入しているため、合計は一致しない。

(参考)1機関当たりの規模の推移

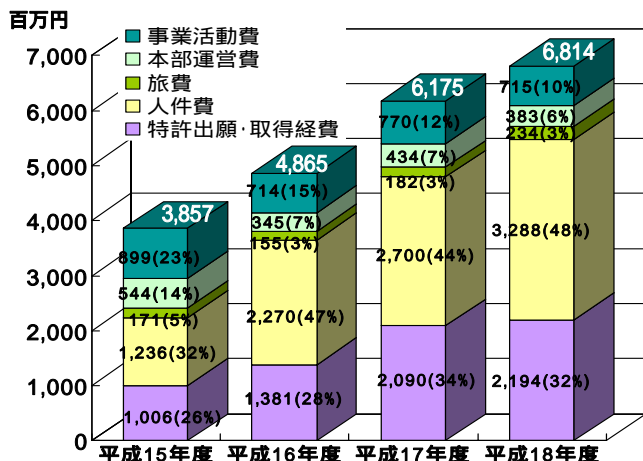
年度	1機関当たりの規模
15年度	約9,000万円
16年度	約11,000万円
17年度	約14,500万円
18年度	約15,800万円

24. 大学における特許関連経費(特許出願・体制整備等)の推移について(支出実績)

「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43件)を対象

特許出願・取得経費は平成15年度の2倍以上と大幅に増加しているものの、特許出願件数が平成15年度の3倍以上であることを踏まえると、各大学において出願等経費の削減努力に努めていることがうかがえる。
また、事業活動費及び本部運営費は、初年度の経費負担が一番大きい状況となっている。

【特許関連経費の推移】



注1)百万円単位で四捨五入しているため、合計は一致しない。

注2)「特許出願・取得経費」は、科学技術振興機構(JST)による特許化支援(技術移転支援センター事業)を含む。

注3)「人件費」は、内部人材(兼任)分は含んでいない。

(参考1)特許出願・取得経費の内訳の推移について

	15年度	16年度	17年度	18年度
国内特許	43.1%	54.1%	48.2%	47.4%
海外特許 (JST支援分含む)	49.5%	39.5%	46.2%	45.0%
その他	7.4%	6.4%	5.6%	7.6%

(参考2)人件費の内訳の推移について

	15年度	16年度	17年度	18年度
外部人材	49.7%	62.3%	63.7%	66.3%
内部人材(専任)	33.1%	28.1%	28.3%	27.2%
外部専門家	9.7%	4.8%	4.2%	2.4%
その他	7.5%	4.8%	3.8%	4.1%

(参考3)事業活動費の内訳の推移について

知財本部で取り扱う発明の増加に伴い、「TLOへの業務委託費」や「シーズ展示会開催費」等は増加傾向にあるものの、初年度にシステムを立ち上げる特許管理システム関係経費等は15年度と比較して4割未満となっている。

また、先行技術調査費用は、ポストク・学生の活用など各大学の工夫により、15年度と比較して2割未満となっている。

3 . 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会

審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～【概要】

1 現状と課題

産学官連携については、第1期科学技術基本計画が策定されてから、様々な制度改正や体制整備が国主導で進められてきた結果、平成17年度の産学連携等実施状況調査結果によれば着実に進展している。

一方、国際的な産学官連携の状況を見ると、実績・ノウハウ・経験ともに少ない状況にあり、大学知的財産本部整備事業の実施機関(43件)を対象としたアンケート調査の結果からは以下のような課題。

- ・ 海外特許の戦略的な取得や国際的な産学官連携のスタンス・ポリシーが不明確
- ・ 海外企業との契約交渉・手続き、国際特許侵害訴訟等に精通した人材の不足
- ・ 海外企業との交渉実務を担う事務処理・組織等の国際法務機能の不足
- ・ 研究成果・知財情報の海外企業への情報発信の不足
- ・ 海外特許の実態を把握し、海外出願の特許戦略を策定する人材の不足 等

2 国際的な産学官連携活動の強化の背景・必要性・意義

(1) 背景

「知的財産推進計画2006」においては、大学発の基本特許を国際的に取得・活用することや、海外企業との国際的な共同研究や受託研究などの産学官連携を推進するため、モデルとなる大学知財本部における国際機能を強化することが指摘されているほか、「イノベーション創出総合戦略」や「経済成長戦略大綱」等においても、国際的な産学官連携の強化の必要性が指摘されている。

(2) 必要性・意義

大学等による研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的に基本特許につながる可能性があるものが含まれている。こうした優れた発明を多くの発明提案から選別して、海外に特許出願し国際的な権利取得につなげていくことは、国際競争力の強化の観点や意図せざる技術流出を防止する観点から重要である。

大学等が海外企業からの受託・共同研究を進めることは、国内産業にとって、例えば希望する企業が我が国の大学等を介在して、優れた研究成果を有する海外の有力ベンチャー企業と連携するなど国際競争力の強化を図る上で重要である。また、大学等にとっては、研究成果の向上や優秀な研究者の輩出など教育研究を活性化するとともに、教職員の契約マインドの向上が図られ、国内での産学官連携の深化などの効果も期待できる。

3 国内外を通じた戦略的・組織的な取組の強化

(1) 大学毎の「国際的な産学官連携ポリシー（仮称）」の策定

産学官連携をどう進めるかは各大学等の主体的な判断に委ねられており、国際的な産学官連携についても何ら変わるものではない。しかしながら、大学等の研究者の中には、大学全体としての戦略が不明確であること、契約交渉を担う体制が未整備であることなどから躊躇している実情もあるという。

間接経費等の財源を有効に活用し、国際的に権利取得するためには、海外特許出願の基本的な考え方など、財務担当等関係部局と連携しつつ、大学全体としての戦略を明確にしておくことが求められる。

このようなことを踏まえ、あらかじめ大学等としての国際的な産学官連携のポリシーを明確にし、文書として学内外に明らかにすることが望ましい。大学等においては、このポリシーに基づき、国内外の産学官連携活動全体を通じて、戦略的・組織的な取組を強化すべきである。

(2) 「国際的な産学官連携ポリシー（仮称）」を策定する上での基本的考え方

ポリシーの策定にあたっては、大学等の知の活用を通じた社会貢献としての役割を踏まえ、海外特許の出願など中長期的なコストを視野に入れたリスク管理に留意するとともに、オープン・イノベーションへの対応が大学等の教育研究の活性化に資する点と、大学等が公的資金等に支えられており、国民の理解と支援を得ることが重要な点とのバランスにも留意する必要がある。

さらに、コミットメントを明確にし、厳格なスケジュール管理等の下に計画的に進めるなど研究マネジメント体制の強化や、研究支援者の十分な確保など研究サポート体制の構築に配慮することが重要である。

大学等においては、毎年、自己点検・評価を行い、その結果を積極的に社会に公表し、自らの戦略等のマネジメント体制について継続的に見直し・改善を図ることが望ましい。

なお、ポリシー自体は理念的なものに留め、海外特許の出願等の判断基準など詳細な取り決めについては内規などで定めることにより、多様で柔軟なポリシーを作成することも考えられる。

4 今後取り組むべき施策等

(1) 国際的に通用する知財人材の育成

海外研修等を通じ、大学知的財産本部における国際的に通用する知財専門人材(科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する人材)を育成・確保するための取組を支援することが必要である。

(2) 国際法務機能の強化と紛争予防

大学知的財産本部において、共同研究契約書等の書類の英訳など事務処理体制を整えるのみならず、弁護士、弁理士等の外部専門家を活用した契約・交渉や契約書の作成など組織的な支援体制を整備することが必要である。このことは、国際的な産学官連携を進める上で生じる紛争リスクを回避するためのマネジメント体制の構築という観点からも重要である。

(3) 国際産学連携・情報発信機能の強化

諸外国における海外企業の研究開発動向等を踏まえて、当該海外企業にアプローチを行い共同研究を推進するため、海外企業をターゲットにリエゾン活動を行う人材を大学知的財産本部に配置することが必要である。

(4) 海外特許の戦略的な取得と出願支援の強化

効率的・効果的な海外特許の出願や取得を行うため、諸外国における特許事情等に明るく海外特許戦略を策定できる専門家を大学知的財産本部に配置することが必要である。

大学等からの申請件数が増加していることを踏まえ、支援件数の増加など海外特許出願経費の支援を強化することが必要である。

(5) 地域の大学等を支援する産学官連携のためのネットワーク(場)の形成

費用対効果の観点から、海外企業との契約・交渉などの国際機能の強化等に対して独自で人材や資金を充てにくい大学等が存在することや、大学等における成功・失敗事例等については、大学間で共有化することが重要であることから、地域の大学等における国際産学官連携に関する共通的な事務を補完するとともに、有益な情報を共有化するため、ネットワーク(場)を形成する必要がある。

なお、国では、共有特許の扱いの各国での相違点、米国バイ・ドール法の留意点など先進的な内容について調査研究を行い、積極的に情報発信することが大切である。

(6) その他

大学等は、研究者に対して、外為法をはじめ各種法令に基づく規制内容について周知することが望ましい。

4. 大学等における国際的な産学官連携における課題について

(「大学知的財産本部整備事業」実施機関43件に対するアンケート調査結果)

注) 各課題の回答は複数回答を可としているため、回答の件数合計は43件にはならない。

1. 「国際的な産学官連携のスタンス・ポリシー」に関する課題について

大学における国際的な産学官連携や海外特許の戦略的取得のスタンス・ポリシーが不明確。

(26件)[60.5%]

[大学からの主なコメント]

- ・海外企業との共同研究・受託研究等に関して、大学において明確な方針や推進体制が未整備であることが原因の場合が多い。
- ・成果帰属に対する欧米企業とアジア企業のスタンスの違い(欧米企業は学術的な発表に対して寛容、知財も発明者主義を徹底してくれる一方で、アジア企業は成果(研究レポート)はすべて企業に帰属し、学術的な発表に対して制約をかけるという前提で交渉してくる。)

2. 「国際的に通用する知財人材の育成・活用」に関する課題について

海外企業との契約交渉・手続きに精通した人材が不足している。(31件)[72.1%]

国際特許侵害訴訟等に精通した人材が不足している。(30件)[69.8%]

[大学からの主なコメント]

- ・海外企業との受託研究や共同研究の実績や国際的な特許を取得した実例が少ないこともあり、学内人材の育成や外部人材の確保にまでは至っていない。
- ・特許や技術移転に関わる語学力、交渉力を持つエキスパートが学内にいない。
- ・海外知財活用人材養成のため、提携先である海外大学のTLO組織との協力協定に基づき、教員を6ヶ月間派遣(H17年度)、H18年度においても3ヶ月間派遣し、ライセンス手法や契約実務等について研修を行う予定。
- ・学内事務職員向けの講習会において、英文契約書をテーマに取り上げる予定。
- ・若手研究者にも特許戦略を学んでもらうことが重要と考えている。

3. 「国際法務機能」に関する課題について

会計上の必要書類が英訳されていないなど事務処理方法に問題がある。(26件)[60.5%]

事務組織の体制が不十分である。(23件)[53.5%]

[大学からの主なコメント]

- ・海外企業等と契約をする際に対応できる人材が少なく、また組織としても体制が完全に整っていないため、提案等から実際に契約を締結するまでの間に相当時間がかかる。
- ・民間企業のような法務セクションが学内に整備されていないため、複雑な内容を含ん

だ契約書等についてのリーガルチェック等も行えない。

- ・ 海外諸事情、特に欧米やアジアの特許法や関連法律に精通する職員が学内にいない。
- ・ 主要規則や主要契約書雛型の英訳化が不十分
- ・ 英文版契約雛型を作成し、海外企業に提示している。
- ・ 会計システム上の問題として請求書発行や振込み通知書が英語に対応できていない。

4. 「国際産学官連携・情報発信機能」に関する課題について

海外企業への渉外活動に精通した人材が不足している。	(32 件) [74.4%]
ホームページ上の知財情報が英訳されていない。	(27 件) [62.8%]
教員個人は積極的に学会発表等を行っているが、大学として情報発信機能を持っていない。	(25 件) [58.1%]
知的財産の取扱いについて相手国との制度の相違等により合意できない。	(13 件) [30.2%]
海外学会発表や Nature 等の著名な論文雑誌への掲載が少ない。	(7 件) [16.3%]

[大学からの主なコメント]

- ・ 海外企業との交渉・契約を担当する専門職員が不足しているため、外部エージェントを活用し、技術移転を行っている。また、例えば韓国の技術取引所のような組織を設立し、当該組織に各大学が特許を登録すると、世界中のネットワークを活用しライセンス活動をしてくれるようにすることも有効と考える。
- ・ すべての機能を学内人材で用意することは考えておらず、国際的な技術移転を業とする専門企業との提携を模索している。
- ・ 海外企業との交渉のため外国出張を行っているものの、今後件数が増えてくるため、対応する人材の不足が予想される。
- ・ 日本における、共同研究・受託研究制度とは異なる考え方を持った企業（例えば、企業が大学に委託する研究であるが、発明は企業の就業規則に従う（兼業とほぼ同様）等）もあり、制度上受入れが困難である事例がある。
- ・ 海外での広報手段（シズ発表会等）のノウハウや資金が不足している。
- ・ 学術国際部に、国際企画課が設置されているが、学術交流が中心であり、外国企業等との共同研究・技術移転に対応できる専門的組織体制となっていない。

5. 「基本特許の国際的な戦略の策定・取得」に関する課題について

海外特許事情に精通し、海外出願の戦略を策定する人材が不足している。	(33 件) [76.7%]
海外特許の実態を把握するための調査を行う人材が不足している。	(29 件) [67.4%]
海外特許出願にあたって学内における審査・評価体制が不十分である。	(18 件) [41.9%]

[大学からの主なコメント]

- ・ 特に大学単独の特許出願案件に対する国際戦略が不明確である。また、当該発明をコアテクノロジーにした商品等の国際的な市場調査や技術移転可能性等についての審査・評価体制が不十分であり、研究者任せの部分もある。
- ・ 海外の市場・特許・研究情勢等、海外諸事情を調査、開拓する人材が不足している。
- ・ 海外特許出願に関する経費が限られている。

5. 各種提言等における「産学官連携活動に関する記述」(抜粋)について

知的財産推進計画 2007 - 抜粋 -

(平成 19 年 5 月 31 日知的財産戦略本部)

重点編

1. 知的財産の創造

(1) 戦略的な知的財産活動に取り組む大学等や TLO への支援を行う

大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知財人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し、知財戦略が十全に展開されるよう、2008 年度以降も引き続き、知財の創出、管理、活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(2) 大学知的財産本部・TLO の一本化や連携強化を進める

大学知的財産本部と TLO については、その関係の多様性に配慮し、2007 年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知財体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるため、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組の普及等の多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

(4) 分野別の知的財産戦略を策定する

2007 年度から、関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等の知財に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知財の権利者や利用者等の関係者の状況を踏まえ、知財の創造、保護、活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知財戦略を策定する。

(総合科学技術会議、関係府省)

(5) 国際的な特許出願を支援する

基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、JST が大学や TLO の海外特許出願経費を支援するに当たっては、2007 年度から、JST による調査に加え、申請する大学等による事前調査や出願経費の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、2008 年度にこれら権利取得のための取組を促進する。

本編

第1章 知的財産の創造

1. 大学等やTLOの知的財産関連活動を強化する

(1) 大学等やTLOの体制整備を促進する

戦略的な知的財産活動に取り組む大学等やTLOへの支援を行う

)大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知財人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し、知財戦略が十全に展開されるよう、2008年度以降も引き続き、知財の創出、管理、活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める

)大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、2007年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知財体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるため、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組の普及等の多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

地域の専門家の活用により地域の大学等を支援する

地域の大学等の知財活動や地域企業との産学官連携を促進するため、先進的な大学の取組を全国の大学に普及するとともに、地域の知の拠点再生を担当するコーディネーターや知的財産アドバイザーなど地域に配属された専門家に関する情報提供を2007年度から進め、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

2. 大学等の知的財産活動の現場の課題を解決する

(3) 大学発ベンチャーを支援する

2007年度も引き続き、産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの育成に資する事業を推進するとともに、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。また、2007年度中に、大学発ベンチャーの技術面や人材面、販路面、資金面の現状や課題を把握し、必要に応じ支援策を講ずる。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

3. 大学、研究機関において知的財産を活用し、創造を促進する

(1) 分野別の知的財産戦略を策定する

2007年度から、関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等の知財に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知財の権利者や利用者等の関係者の状況を踏まえ、知財の創造、保護、活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知財戦略を策定する。

(総合科学技術会議、関係府省)

(2) 基礎研究の成果を産学官連携を通じてイノベーションにつなげる

) 大学等の基礎研究で生み出される優れた知財をイノベーションに効果的につなげていくため、2007年度において、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

) 2007年度から、各種研究開発事業等により生み出された大学等の優れた研究成果について、切れ目なく研究開発を進展させ実用化につなぐ仕組みの構築を推進するため、知財等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析の支援等を行う。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

(4) 国際的な活動を推進する

国際的な特許出願を支援する

基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、JSTが大学やTLOの海外特許出願経費を支援するに当たっては、2007年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や出願経費の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、2008年度にこれら権利取得のための取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

知的財産活動に係る海外大学等とのネットワークづくりを促す

国際的な産学官の知的財産活動が円滑に行われるよう、2007年度から、海外大学等の知財や産学官連携に関する情報交換を行うネットワークづくりを促すとともに、そこで得られた情報の利用・普及を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

4. 先端技術に係る知的財産問題に取り組む

(1) ライフサイエンス分野における大学等の知的財産管理を促進する

ライフサイエンス分野の知的財産管理のモデル大学等を支援する

ライフサイエンス分野における知財の戦略的な権利取得や活用を推進するため、2008年度以降、この分野に特有な問題に対応した知財の管理・活用のモデルとなる大学等による先端技術や知財の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や体制の整備のための取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(3) ソフトウェア分野における大学等の知的財産管理を促進する

) 2007年度中に、産学が連携して大学発のソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組み、ソフトウェアに係る人材育成の課題等を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

) 大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、2007年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルール策定や円滑な管理を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

) 特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知財全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知財の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を2007年度中に収集し広く提供する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

第5章 人材の育成と国民意識の向上

(4) 海外派遣など海外との交流を活発化する

国際的な知的財産専門人材を育成する

知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、2007年度も引き続き、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財専門人材の育成、確保に取り組む。また、2007年度も引き続き、海外研修等を通じ大学知的財産本部において国際的に通用する知財専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

・ 知的財産を活用したイノベーションの創出

1. 優れた知的財産の創出を促進する

平成19年度から関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等、知的財産に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知的財産の権利者、利用者等関係者の状況を踏まえ、知的財産の創造・保護・活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知的財産戦略を策定する。(知的財産戦略本部、総合科学技術会議、関係府省)

大学等の基礎研究で生み出される優れた知的財産をイノベーションに効果的につなげていくため、平成19年度も、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。(文部科学省)

2. 知的財産を事業に活用する

平成19年度も引き続き、産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの育成に資する事業を推進する。また、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。(文部科学省、経済産業省、関係府省)

イノベーションの主要な担い手として期待されている大学発ベンチャーやベンチャー企業の持続的発展に向け、平成19年度中に、技術面や人材面、販路面、資金面の現状や課題を把握し、リスクの高い又は独創的な研究開発への支援、人材の育成や専門家等の派遣、製品の信頼性評価等について検討し、必要に応じ支援策を講じる。(文部科学省、経済産業省)

4. 国際的な取組を強化する

国際的な産学官の知的財産活動が円滑に行われるよう、平成19年度から、海外大学等の知的財産や産学官連携に関する情報交換を行うネットワーク作りを促すとともに、そこで得られた情報の利用・普及を図る。(文部科学省、関係府省)

・ 大学等の知的財産体制や実務の充実

(基本認識)

平成15年度からの大学知的財産本部整備事業により、大学では、機関一元管理の体制や知的財産ルール策定など知的財産に関する整備が進み、知的財産本部は産学官連携を支える組織として重要な役割を担いつつある。また、一部の大学では、知的財産の権利化やライセンスのみならず、共同研究や事業化支援、人材育成、技術指導

等、多面的な産学官連携活動を行う体制へと移行する動きも見られる。今後は、こうした大学の役割や動向を踏まえつつ、知的財産活動が失速することなく知的財産戦略が十全に展開されるよう、その主体的かつ多様な取組みを引き続き支援していく必要がある。同様に、大学と技術移転機関(TLO)の一体化や連携強化も進みつつあり、こうした動きも併せて促していくことが必要である。

1. 大学等の体制整備を促進する

大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知的財産人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し知的財産戦略が十全に展開されるよう、平成20年度以降も引き続き、知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進する。(文部科学省)

大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、平成19年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知的財産体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるための、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組みの普及等の多様な取組を促進する。(文部科学省、経済産業省)

2. 大学等の知的財産活動を支援する

基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、科学技術振興機構(JST)が大学やTLOの海外特許出願経費を支援するにあたっては、平成19年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や公的費用の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、平成20年度にこれら権利取得のための取組みを促進する。(文部科学省)

地域の大学等の知的財産活動や地域企業との産学官連携を促進するため、先進的な大学の取組みを全国の大学に普及するとともに、地域の知の拠点再生を担当するコーディネーターや知的財産アドバイザーなど、地域に配属された専門家の情報公開を平成19年度から進め、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。(文部科学省、経済産業省)

4. ソフトウェア等の活用を促進する

大学の知的財産である最先端ソフトウェアの開発・流通・活用は、産業競争力強化のための重要な課題であり、平成19年度中に、産学が連携してソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組みや人材育成等の課題を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。(文部科学省、経済産業省)

特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知的財産全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知的財産の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を平成19年度中に収集し、広く提供する。(文部科学省)

大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、平成19年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの策定や円滑な管理を促進する。(文部科学省)

5. 知的財産人材を育成する

国際的な産学官連携などの大学の戦略的な知的財産活動を強化するため、平成19年度も引き続き、大学等において、科学技術に詳しく、海外での訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知的財産専門人材の育成・確保を支援する。(文部科学省、関係府省)

1. ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用

2. 大学等の体制の強化と人材の育成・確保を図る

ライフサイエンス分野における知的財産の戦略的な権利取得や活用を推進するため、平成19年度以降、この分野に特有な問題に対応した知的財産の管理・活用のモデルとなる大学等による、先端技術や知的財産の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や体制の整備のための取組みを促進する。(文部科学省)

第 2 章 成長力の強化

1. 成長力加速プログラム

・成長可能性拡大戦略 - イノベーション等

(2) 大学・大学院改革

国際化・多様化を通じた大学改革

・企業・行政機関との人事交流等大学と企業・社会との連携を強化する。

(4) イノベーションの加速

社会システムの改革戦略(「イノベーション 25」)の推進

技術革新戦略ロードマップ(「イノベーション 25」)に基づく施策の推進

知的財産戦略(「知的財産推進計画 2007」)の推進

産学官連携の推進

・継続して重点的に推進すべき取組

我が国の国際競争力を一層強化するため、世界トップレベルの研究拠点づくりの着実な推進、国際的な知的財産戦略の強化及び国際標準化の推進。

第 5 章 「イノベーション立国」に向けた政策ロードマップ

1. 社会システムの改革戦略

(1) 早急に取り組むべき課題

1) イノベーション創出・促進に向けた社会環境整備

知的財産戦略・標準化活動の新たな展開

・大学の知的財産戦略の強化

- 大学等における基本特許につながる重要な発明の海外出願、国際的な産学官連携、技術移転、事業化を戦略的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進。また、そうした知的財産の活用を各地域で担う人材の充実と更なる活用を検討。

- 大学の知的財産本部とTLO（技術移転機関）の一本化・連携強化や地域における産学官連携体制の強化、大学間の連携を進める等により、それぞれの大学における知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める体制を構築。

2) 次世代投資の充実と強化

多様性を受け入れ、出る杭となる「人」づくり

- ・起業家精神をもつ人材等の育成

インターンシップ等自ら体験できるような環境を作るとともに、新しいイノベーションを乱す原動力となる起業家精神を持つ人材等を育成する観点から、以下の取組を行う。

- 地域を核として人材を育てようとする産学官一体の取組を促進し、起業家精神を持つ人材の活躍・育成の機会の充実。

2. 技術革新戦略ロードマップ

(4) イノベーションを担う研究開発体制の強化

民間の研究開発活動

- ・SBI R制度をモデルとした新技術の事業化支援

技術革新に挑戦する中小・ベンチャー企業に対して、研究開発段階から研究開発の成果の事業化段階に至るまで一貫した支援をするため、以下の取組を行う。

- 中小・ベンチャー企業への資金的支援の機会を拡大するため、2007年度以降、各府省別に中小・ベンチャー企業への特定補助金等の支出目標額を公表。
- ベンチャー企業を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による制度を2008年度から順次導入。各府省においてなされた資金配分の適正さや選抜の妥当性については、総合科学技術会議等における政府横断的な事後評価の実施等を検討。

社会総がかりで教育再生を - 第二次報告 - - 抜粋 -

(平成19年6月1日教育再生会議)

・地域、世界に貢献する大学・大学院の再生

<大学・大学院の機能>

各大学は競争的環境の中で切磋琢磨し、自らの選択に基づき、世界的教育研究、幅広い職業人養成、総合的、国際的な教養教育、地域密着型、さらには地域の生涯学習など、機能別に分化し、特色を出していくことが求められています。

今すぐ取り組むべき5つの改革

提言2 国際化・多様化を通じ、世界から優秀な学生が集まる大学にする。

企業や社会との連携の強化

第3章 科学技術システム改革

2. 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

(2) 大学の競争力の強化

個性・特色を活かした大学の活性化

(地域に開かれた大学の育成)

地域における大学は、国公立を問わず地域にとって重要な知的・人的資源であり、地域に開かれた存在として地域全体の発展に一層寄与すべきである。また、地方公共団体等は、このような大学をパートナーとして捉え活用していくことが地域再生に不可欠と認識し、積極的に支援していくことが期待される。例えば、地場産業・伝統産業の技術課題や新技術創出に大学が取り組む地域貢献型の産学連携や、それら産業と連携した人材育成の推進など、地域が大学と連携し、国の支援があいまって、地域の大学を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環を形成していくことが望ましい。

地域の大学の活性化・活用による地域再生の一環として、文部科学省、地域再生本部、総合科学技術会議等が連携し、大学と連携した地域の自主的な取組に対する支援措置や環境整備を盛り込んだ「地域の知の拠点再生プログラム」を推進する。

(3) イノベーションを生み出すシステムの強化

大学や公的研究機関等で生み出される優れた基礎研究の成果をはじめとする革新的な研究開発の成果をイノベーションに次々と効果的につなげていくため、産学官が一体となって、我が国の潜在力を最大限発揮させるべく、イノベーションを生み出すシステムを強化する。

産学官の持続的・発展的な連携システムの構築

厳しい国際競争の中、独自の研究成果から絶えざるイノベーションを創出していかなばならない我が国にとって、産学官連携は、その実現のための重要な手段であり、持続的・発展的な産学官連携システムを構築する。

(本格的な産学官連携への深化)

今後、より本格的な産学官連携へ深化を図るべきであるとの観点から、大学等の優れたシーズを活かした従来型の共同研究や技術移転に加え、産学官が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等に取り組むことで連携の効果を高めていくような戦略的・組織的な連携を促進する。そのような連携の一環として、産学官連携の下で世界的な研究や人材育成を行う研究教育拠点の形成を目指す。

また、地域の競争力向上や大学や公的研究機関の地域貢献の促進の観点から、中

小企業を含めた地域産業の技術課題や新技術創出に大学等が取り組む地域貢献型の共同研究を促進する。

これらの取り組みを通じ、大学等における民間企業からの研究費受入額の大幅な増加を目指す。

(産学官連携の持続的な発展)

産学官の信頼関係の醸成

持続的な産学官連携のためには、企業及び大学等の相互理解が不可欠であり、例えば、共同研究成果の帰属、企業ニーズへの柔軟かつ迅速な対応、守秘義務に対する認識の徹底、共同発明に係る不実施主体である大学等の特性への配慮などについて、双方が立場の違いを理解した上で十分に話し合い、問題の解決を図り、信頼関係を醸成していく必要がある。国は、双方が対話する場や成功事例情報等を提供するとともに、必要に応じてガイドライン等を示し自主的ルール作りを促す。

なお、大学や公的研究機関において、企業との共同研究や委託研究に関して必要となる間接経費は、双方の十分な話し合いのもとに、当該研究費の中で確保されることが重要であり、国は適切に措置されることを促す。

大学等の自主的な取組の促進

大学等は、産学官連携を含めた社会貢献を教育や研究とともに重要な使命として捉え、産学官連携活動をそれぞれの運営方針の中に適切に位置付けるとともに、自ら主体的に連携活動に取り組むことが望まれる。また、大学等は、産学官連携活動に積極的に取り組む研究者の業績を適切にマネジメントする仕組みの整備も併せて行うことが必要である。国は、産学官連携活動に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与に努める。

大学知的財産本部や技術移転機関（TLO）の活性化と連携強化

産学官連携活動が十分な成果をあげていくためには、大学知的財産本部やTLOの活動を一層活性化し、効果的なものとする必要がある。

大学における知的財産の戦略的な創出・管理・活用を行う知的財産本部は、研究成果の社会還元という大学の使命を果たす上で極めて重要な存在であり、国は大学の主体性及び経営努力を求めつつ、その取組を支援する。また、民間への技術移転事業を実施するTLOについては、国はその立ち上げ支援を行うとともに、優れた実績をあげているTLOの成功要因の普及を図ること等によって、他のTLOや大学等の技術移転体制の強化を図る。

大学は、自らの知的財産本部とTLOとの関係を明確にし、対外窓口の明確化を進めるとともに、TLOに蓄積された技術移転に関する知見・ノウハウを最大限活用する観点から、知的財産本部とTLOとの連携を一層強化する。

知的財産活動の円滑な展開

大学等において、特許出願経費などの知的財産活動のための費用が、機関内で適切に確保されるよう機関の取組を促す。その際、競争的資金における間接経費の積極的な活用が期待される。また、国は、大学等で生まれる研究成果の社会還元を促進するための競争的な研究開発支援を充実するとともに、我が国の国際競争力強化の観点からも海外特許出願経費を適切に支援する。

研究開発型ベンチャー等の起業活動の振興

大学発ベンチャーをはじめとする研究開発型ベンチャーは、イノベーションの原動力として、新産業の創出や産業構造の変革、大学等の研究成果の社会還元に重要な役割を担うべき存在である。このため、起業活動に係る環境整備を推進するとともに、技術面、資金面、人材面、需要創出面など包括的な研究開発型ベンチャー支援策の強化を図る。特に、大学発ベンチャーについては、その創出支援を引き続き行うとともに、創出されたベンチャーが成長・発展するよう競争的に支援する。

また、研究開発型ベンチャーは新事業への挑戦意欲が高く発注側の要求にも機動的に対応できるため、イノベーション創出を狙う競争的資金により行う研究開発や、国や公的研究機関が委託等により行う研究開発については、能力ある研究開発型ベンチャーの活用を積極的に検討する。

さらに、ファンド出資を活用した創造支援型ベンチャーキャピタルの育成、エンジェル税制の活用拡大など個人投資家の投資活動の促進、政府系機関の出資制度の効率化などを通じて、ベンチャーへのリスクマネー供給の円滑化に努めるとともに、ベンチャー支援者間のネットワーク形成を支援する。

3. 科学技術振興のための基盤の強化

(3) 知的財産の創造・保護・活用

独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出しそれを社会・国民に還元していくためには、知的創造活動を刺激・活性化し、その成果を知的財産として適切に保護し、それを有効に活用する、知的創造サイクルの活性化が不可欠である。我が国の科学技術の振興、国際競争力の強化に向けて、知的財産の創造、保護、活用に関する施策を推進する。

(大学等における知的財産体制等の整備)

大学等においては、発明等の機関一元管理をはじめ、知的財産に関する体制の整備やルール作りが進められてきた。国は、今後の本格的な知的財産活動の展開に向けて、大学知的財産本部やTLOの体制整備を支援するとともに、知的財産の管理・契約に伴う様々な問題に対応し、迅速かつ柔軟な実務運用を行うための取組を促す。

また、大学等が関係する知的財産に関する紛争が顕在化しつつあり、こうした紛争の解決に適切に対応できるよう大学等における体制整備を支援する。

(知的財産活動の推進)

国際競争力の源泉となる優れた研究開発成果は、特に基本特許として国内外で効果的に権利取得し活用することが重要である。

企業に対しては、質の高い基本特許の取得につながるよう、量から質への特許戦略の転換を促す。大学等は、優れた知的財産について国内外を問わず適切に権利を取得し活用していくことが重要であり、国は大学等の戦略的な取組を支援する。また、質の高い優れた研究成果が得られるような特許情報等の検索システムの整備を行う。

また、大学等での試験研究における他者の特許の円滑な使用など、ライフサイエンス等の先端技術分野が抱える知的財産の諸問題について、大学等における研究の自由度との適切なバランスにも配慮した検討を行い、必要に応じて知的財産制度やその運用の整備を図る。

(知的財産による地域の振興)

知的財産の創造拠点たる大学等は、地域の核として、地域の振興につながる新たな知的財産を生み出すことが期待される。大学等と地域企業、地方公共団体、地域の研究機関との連携強化や、地域における知的財産に関するアドバイザー等の確保、活用を奨励し、地域のニーズにマッチした知的財産の創造や活用を推進する取組を支援する。

6. 文部科学省の産学官連携施策

1-1. 大学知的財産本部整備事業

19年度予算額 : 2,955百万円
 (うち国際的な産学官連携の推進体制整備 785百万円)
 18年度予算額 : 2,585百万円

原則機関帰属への移行の本格化を踏まえ、大学等における知的財産の創出・管理・活用の基盤整備を図るため、平成15年度より実施(43件)平成19年度には、国際的な産学官連携の推進体制の整備に着手

主な事業内容

(体制整備)
 副学長等をトップに据えた全学的・横断的な体制の構築
 知的財産ポリシーなど基本的な学内ルールの策定
 知的財産に関する学内教職員への普及・啓発
 機関帰属・出願の決定などの審査体制の確立
 知財の管理システムの導入

(国際競争力の強化)
 国際的に通用する知財人材の育成・確保
 国際法務機能の強化と紛争予防
 国際産学官連携・情報発信機能の強化
 海外特許の戦略的な取得

主な成果

大学における知財に関する総合的な体制を構築
 知的財産ポリシーなど基本的な学内ルールの整備
 発明届出数や特許出願件数の増加
 共同研究・受託研究の件数・研究費の増加
 ライセンス件数・収入の増加
 大学発ベンチャー数の増加

企業から見た国立大学の法人化による主な変化(ベスト5)

産学官連携に相応して対応するように民間ニーズに沿った研究が行われるようになった
 共同研究や委託研究を行いやすくなった
 知的財産権に関する取り決めが明確になった
 自主性、自立性のもと自らの判断と責任で多様で特色ある研究活動を行うようになった

利益相反ポリシーの整備状況

時期	未整備	整備済み
16年2月	33	10
17年4月	23	20
18年3月	0	40

対象: 大学知的財産本部整備事業43機関

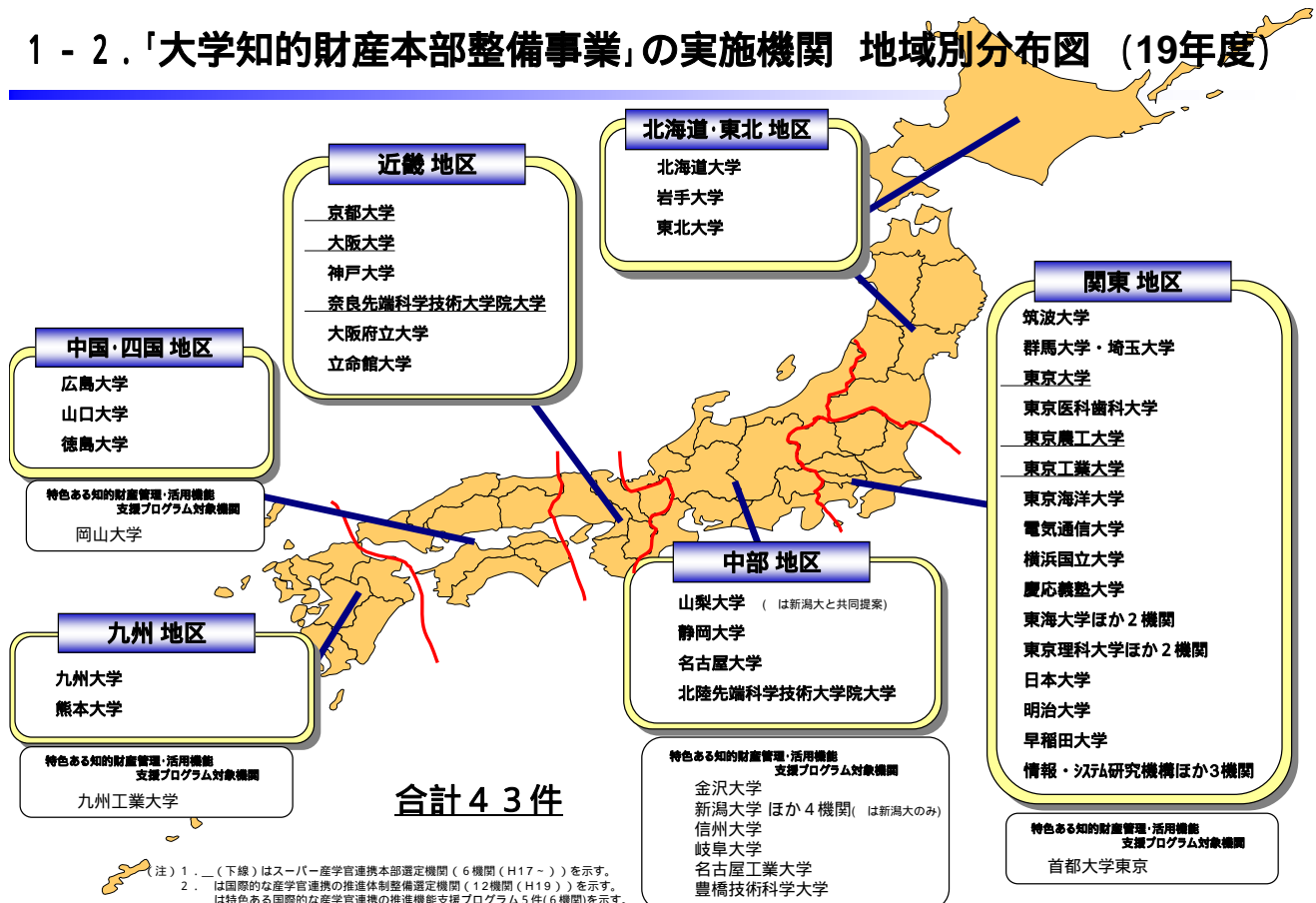
国立大学等の特許出願件数

年度	国内出願件数	外国出願件数
14年度	829	0
15年度	1,344	0
16年度	4,152	0
17年度	6,255	0

注) 国立大学等とは大学、高等専門学校、大学共同利用機関

注) 研究開発の管理部門又は企画部門の責任者へのアンケート調査
 「平成16年度民間企業の研究活動に関する調査報告」(H17.9文部科学省)より抜粋

1-2. 「大学知的財産本部整備事業」の実施機関 地域別分布図 (19年度)



2 - 1 . 産学官連携活動高度化促進事業

平成19年度予算額 : 906百万円
 (平成18年度予算額 : 1,004百万円)

事業概要

共同研究の企画、契約、渉外等において、大学等では不足している分野での専門知識や実務経験を持った人材(産学官連携コーディネーター)を大学等に配置し、大学等から産業界、地域社会に対し知識の移転、研究成果の社会還元を果たす。



新たな連携の創出・産学官連携の高度化

コーディネーターは個々の産学官連携活動をきめ細かくサポート

規模:各大学等に配置:全81名(平成19年4月1日現在)
 (産学官連携一般担当60名、地域の知の拠点再生担当11名、
 目利き・制度間つなぎ担当8名、広域担当2名)

配置重点化の方針

「地域の知の拠点再生担当コーディネーター」の重点配置(地域イノベーションの強化)

大学等と、地域における企業や地方公共団体等との連携を促進することにより、地域の特性を生かした地域産業の活性化や大学等を拠点とする産学官連携のネットワーク形成を図り、地域の大学等を核とした知識・人材の創出と地域活力の好循環の形成を促進する。(「地域の知の拠点再生プログラム(平成18年2月15日地域再生本部決定)」の一環)

イノベーション創出に向けた目利き・制度間つなぎの強化(新規)

大学等において、革新的技術シーズとニーズを結びつける場を形成するとともに、優れた研究成果の応用・発展可能性を見極め、実用化に向けた取組や、制度を越えて研究を発展させるための研究費制度への応募を促進し、優れた研究成果を切れ目なく実用化につなぎ、イノベーション創出や社会への成果還元に資する。

コーディネーターは、大学等の産学官連携の取組みのステージに応じて活動を実施

産学官連携コーディネーターの主な役割 (ステージ1)

大学シーズと企業ニーズの把握、発掘
 大学シーズと企業ニーズのマッチング
 大学研究成果の技術移転、事業化に向けたアドバイス

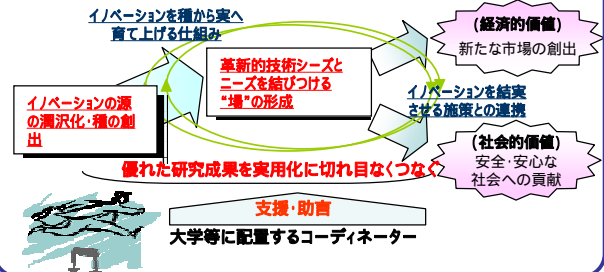
産学官連携コーディネーターの主な役割 (ステージ2)

大学内外における産学官連携体制の構築支援
 モデルとなる産学官連携プロジェクトの企画・助言
 教職員への産学官連携意識の醸成

産学官連携コーディネーターの主な役割 (ステージ3)

地域、自治体との連携システムの構築支援
 全国的なネットワークを活用して産業界の幅広いニーズに対応
 シーズ創造の促進、目利きによるシーズから事業化へのつなぎ

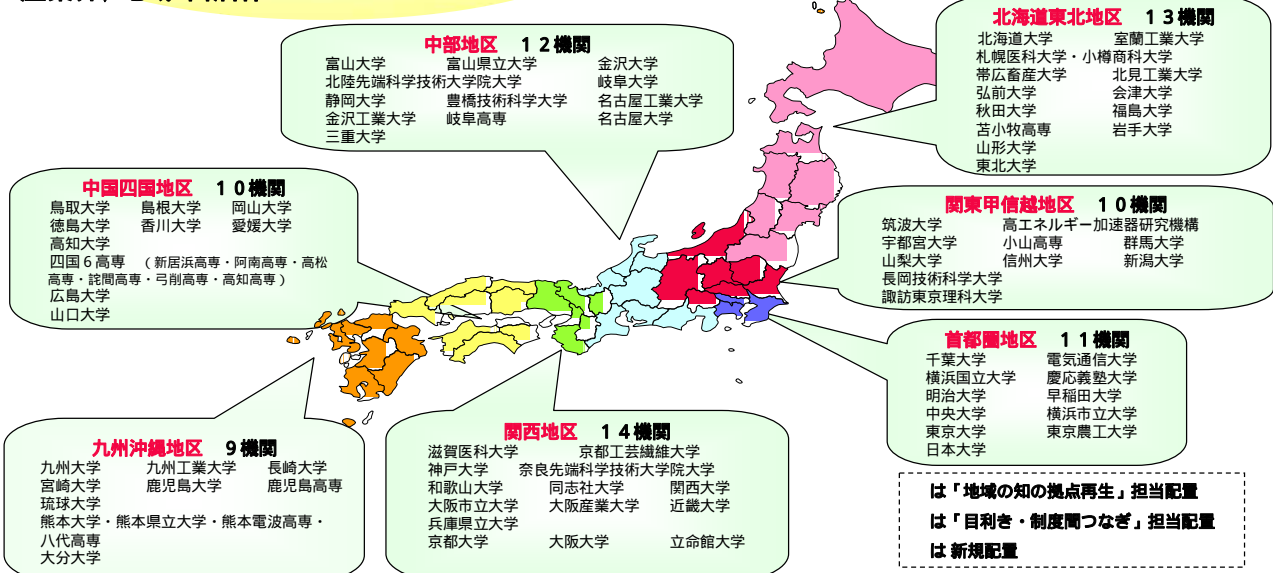
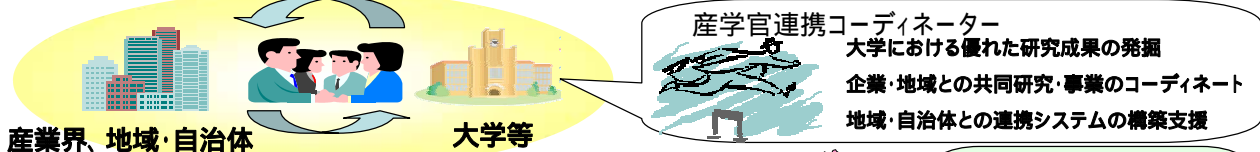
イノベーション創出に向けた目利き・制度間つなぎの強化



2 - 2 . 産学官連携コーディネーター配置図(19年度)

産学官連携一般担当	60名
地域の知の拠点再生担当	11名
目利き・制度間つなぎ担当	8名
広域担当	2名
合計	81名

共同研究の企画、契約、渉外等において、大学等では不足している分野での専門知識や実務経験をもった人材(産学官連携コーディネーター)を大学等に配置し、大学等から産業界、地域社会に対し知識の移転、研究成果の社会還元を果たす。



は「地域の知の拠点再生」担当配置
 は「目利き・制度間つなぎ」担当配置
 は新規配置

3. 産学共同シーズイノベーション化事業

平成19年度予算額 : 1,800百万円
 (平成18年度予算額 : 1,400百万円)

背景

第3期科学技術基本計画において、本格的な産学官連携への深化が掲げられ、従来型の共同研究等に加え、産学官が研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等に取り組む連携を促進し、絶えざるイノベーション創出を実現していくことが求められている。

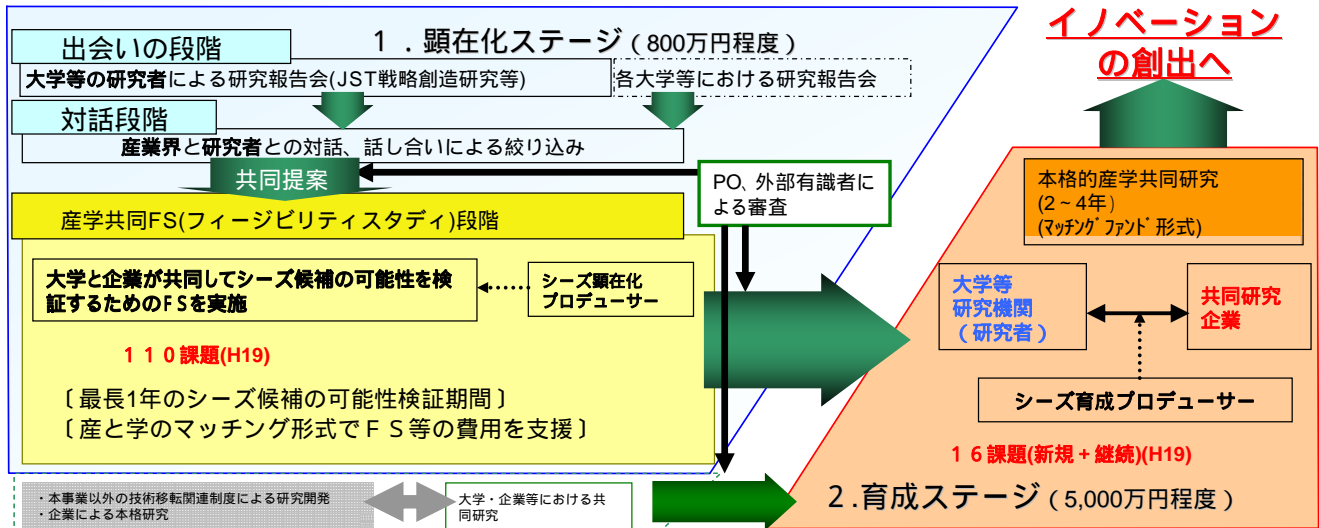
目的

大学等に潜在しているシーズの顕在化から産学官の本格的共同研究まで繋ぐことでイノベーションの創出を目指す

概要

イノベーションの創出を大学等における研究成果から実現していくため、基礎研究に潜在するシーズ候補等を産業界の視点から見出し、産学が共同してイノベーション創出に向けたシーズとしての可能性を検証するための「顕在化ステージ」および顕在化されたシーズを育成し実用性を検証するための「育成ステージ」にて、産学の共同研究開発を実施する。

・より競争力あるイノベーション創出に向けた産学協働(国際的な基本特許取得や国際標準化への取組)を促進すべく制度改善
 ・ポテンシャルの高い課題が採択されており、シーズを顕在化させつつ、継続的に育成ステージの採択を行っていく



4. 独創的シーズ展開事業

平成19年度予算額 : 9,043百万円
 (平成18年度予算額 : 9,479百万円)

背景

我が国における産学連携活動の活発化により国公私立大学の特許出願件数は順調に増加するなど、研究成果の創出は着実に進んでいる。しかし、そこで生み出された知的財産の活用に向けた施策については十分対応がなされていない。大学・公的研究機関等で生まれた知的財産に基づいた研究開発を推進することが、知的創造サイクルの構築に必要である。

目的

大学・公的研究機関等(大学等)にて特許化された独創的な研究成果(シーズ)について、研究成果の社会還元を図り、社会経済や科学技術の発展、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

概要

シーズの実用化に向けた展開を図るため、技術フェーズや技術移転の形態に応じた各種プログラム(独創モデル化型、大学発ベンチャー創出推進型、委託開発型、革新的ベンチャー活用開発型(新規))にて、公募にて競争的に選別された課題における研究開発を実施し、研究成果の社会還元を図る。

独創的シーズの展開

・着実な成果をあげており、追跡調査結果等を踏まえ、更なるパフォーマンス向上を図るため制度改革
 ・成長を目指すベンチャー企業の技術ポートフォリオ・経営力強化に資する新規プログラム追加



大学・公的研究機関等

大学知的財産本部等による研究成果の特許化

大学等で特許化された研究成果のマッチング

既存企業での事業化が見込めない場合・起業化が見込める場合

既存企業への技術移転により事業化が見込める場合

[大学発ベンチャーの創出]

[大学発ベンチャー創出推進型] 3,850百万円(4,199百万円)

大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進し、より事業性を重視した審査への移行等により、質の高い大学発ベンチャー創出を目指す

[着実な技術移転]

[独創モデル化型] 391百万円(475百万円)

大学等の研究成果に基づく研究開発型中堅・中小企業及びベンチャーが有する新技術コンセプト育成のための研究開発を推進
 事業化意欲が高く経営戦略に即した課題への重点化、企業負担(労務費)の要求

[委託開発型] 4,652百万円(4,802百万円)

大学等の国民経済上重要な新技術のうち、企業化が著しく困難な新技術について企業化開発を推進
 事業化可能性を見極めるFS制度を導入

[革新的ベンチャー活用開発型] 150百万円(新規)

大学等の新技術を基に、成長を目指す研究開発型ベンチャーを活用した企業化開発を推進
 ベンチャー企業の特徴を考慮した新規プログラム

大学発ベンチャーの創出・活用
 民間企業への技術移転

大学等の研究成果の社会還元

5. 技術移転支援センター事業

平成19年度予算額 : 2,642百万円
(平成18年度予算額 : 2,718百万円)

背景

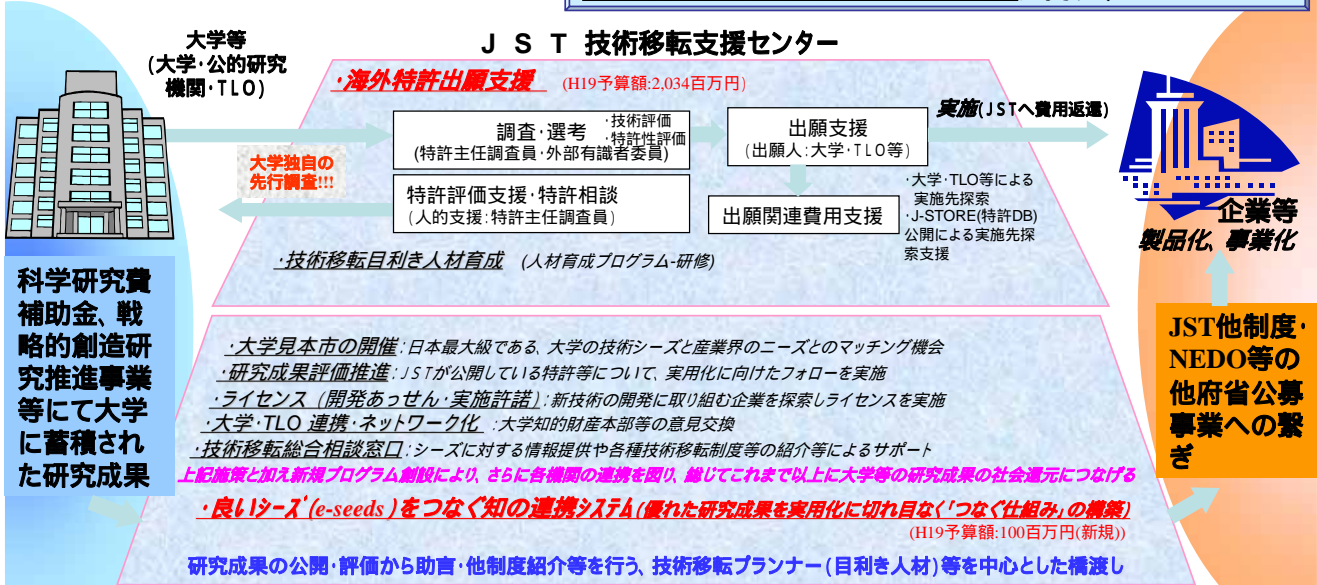
我が国の国際競争力を強化し、経済社会を活性化していくため、「第3期科学技術基本計画」「知的財産推進計画」等を踏まえ、大学、公的研究機関、TLO(以下「大学等」という。)における知的財産活動の総合的支援が必要である。
また機関や制度間を連携させることにより、一層効率的な技術移転を進めることが必要である。

目的

本事業は各種施策により大学等の知的財産活動の活性化が図られることを目的とし、大学等の研究成果の技術移転が促進されることを狙うものである。

概要

大学等の研究成果について、海外特許出願関連を支援するとともに、目利き人材の育成、大学見本市の開催等により大学等の技術移転活動を総合的に支援する。さらに大学特許の権利保護支援機能を加えるとともに、大学等の技術移転活動を一層推進することを通じ、優れた研究成果を実用化に切れ目なくつなぐシステム構築に寄与する。



6. 知的クラスター創成事業(第 期)

平成19年度予算額 : 5,521百万円
(新規)

概要

イノベーションの実現は成長の起爆剤であり、「イノベーション創出総合戦略」や「経済成長戦略大綱」に基づき、イノベーションを種から実へ育て上げる仕組みを強化する観点から、地域イノベーションの強化を図っていくことが喫緊の課題となっている。
このため、これまでの「知的クラスター創成事業」の成果を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、経済産業省をはじめとする関係府省と連携して、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する。

知的クラスター創成事業

背景

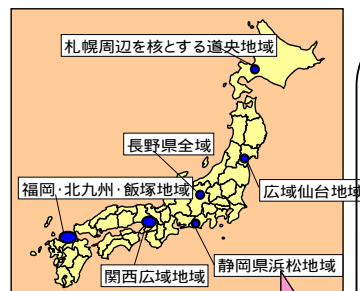
第2期科学技術基本計画(平成13年3月)において、「知的クラスター」の形成を推進するとされたことを受け、文部科学省では、平成14年4月より、「知的クラスター創成事業」を実施(現在、全国18地域)
「知的クラスター」:
知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とした、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積

成果

各地域において、クラスター形成に向けた取組が着実に進捗
産学官連携体制の構築
効果的な産学官の協働体制が構築されつつある。
共同研究開発成果の事業化等
特許出願、製品化等の事業化、ベンチャー起業等多くの成果があがっている。
地域独自の取組の進展
ベンチャーファンドの設立など、地方自治体においても本事業と連動した各種施策が実施されている。

[成果実例]

- 産学官参加研究者数
平成18年度は **2,645人(うち産は927人)**
- 特許出願件数 **2,230件**
- 事業化件数(商品化・企業化等) **803件**



着実に成果はあがってきているが、持続的なイノベーションを創出するクラスター形成のためには更なる投資が必要
(クラスター形成には10年~30年程度必要)

第3期科学技術基本計画

地域クラスターの形成
地域の戦略的なイニシアティブや関係機関の連携の下で長期的な取組を推進
国は、クラスター形成の進捗状況に応じ、各地域の国際優位性を評価し、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に重点的な支援を行うとともに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各地に育成

知的クラスター創成事業(第 期)

メリハリの効いた予算配分

今年度実施する終了評価等を踏まえ、世界レベルのクラスターとして発展可能な地域に対して重点的支援
研究開発分野やクラスターの進捗度合いに応じて、地域ごとに柔軟に予算配分

[事業実施地域数]

平成18年度末に11地域が事業を終了することに伴い、平成19年度は、6地域を採択
(5億円~10億円程度/年/地域)
「クラスター発展可能性調査」の結果等も参考にして選定(新規地域の参入可)

地域の自立化の促進

地域の自立性をより一層高めるために、クラスター形成に向けた取組に対して、国費の1/2以上の資金を地域が支出

関係府省間連携の強化

内閣府の科学技術連携施策群「地域科学技術クラスター」の取組の下、関係府省の事業との連携強化を図る

広域化・国際化の促進

異分野間連携の促進や新興融合分野への拡大などにより、クラスターのポテンシャル・国際競争力を高める観点から、他のクラスターや都市エリア事業実施地域、産業クラスター計画、海外のクラスターなどとの連携強化を目的とした各地域の取組を勧奨

7. 地域イノベーション創出総合支援事業

平成19年度予算額：9,411百万円
 (平成18年度予算額)：7,185百万円
 運営費交付金中の推計額を含む

事業内容

目的： 技術革新による地域経済活性化、新産業創出を目指して、地域における産学官連携の活性化や大学等の独創的研究成果の育成を推進することを目的とする。

事業の概要： 全国に展開しているJSTイノベーションプラザやJSTイノベーションサテライトを拠点として、自治体、経済産業局、JSTの基礎研究や技術移転事業等との連携を図りつつ、以下のプログラムによりシームレスな研究開発支援と地域に密着したコーディネート活動を展開し、地域イノベーションの効果的創出を目指す。

<重点地域研究開発推進プログラム>

JSTイノベーションプラザ及びJSTイノベーションサテライト：

地域における試験研究や技術移転のためのコーディネート活動、セミナー・研究会等の開催による産学官交流活動、産学官共同研究による独創的研究成果の育成、研究成果の各種事業への橋渡しなど、研究成果の地域への還元に向けた多面的な活動を展開。

シーズ発掘試験： 地域のコーディネート活動を活性化することにより、大学等の持つシーズを発掘・育成し、実用化に近づける。

シーズの掘り起こし、コーディネータ活動を活性化させる**シーズ発掘試験の新規採択課題を拡充。**

育成研究： 大学や公設試等の研究成果を大学等の研究者、事業化を推進する企業が共同で実用化に向けた試験研究を実施する。

研究開発資源活用型： 地域の産業振興等への貢献が期待される研究成果を地域企業に円滑かつ効果的な技術移転を実現する。

新規課題を2題程度を採択予定。

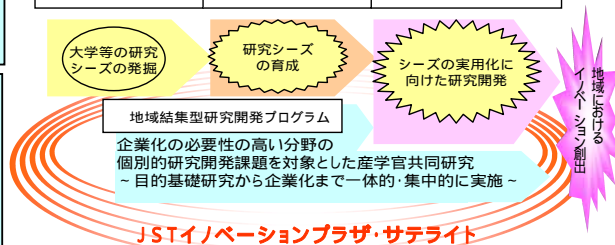
<地域結集型研究開発プログラム>

地域として企業化の必要性の高い分野の個別的研究開発課題を集中的に取扱う産学官の共同研究事業。大学等の基礎的研究により創出された技術シーズを基にした試作品の開発等、新技術・新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施する。

地域として必要性が高い分野の個別的研究開発課題の企業化のため**新規2課題を採択。**



重点地域研究開発推進プログラム		
シーズ発掘試験	育成研究	研究開発資源活用型



7. 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会
産学官連携推進委員会 委員名簿

【委員】

白井 克彦	早稲田大学総長
柘植 綾夫	三菱重工業株式会社特別顧問、前総合科学技術会議議員
西山 徹	味の素株式会社技術特別顧問、日本経済団体連合産業技術委員会産学官連携推進部会長
野間口 有	三菱電機株式会社取締役会長、日本経済団体連合知的財産委員会委員長

【臨時委員】

石田 正泰	凸版印刷株式会社相談役
北村 行孝	株式会社読売新聞中部支社 編集担当
小寺山 亘	九州大学理事・副学長
小原 雄治	情報・システム研究機構理事、国立遺伝学研究所所長
高田 敏文	東北大学教授
武田 健二	独立行政法人理化学研究所理事
西岡 郁夫	モバイル・インターネットキャピタル株式会社代表取締役社長、元インテル株式会社代表取締役社長
平井 昭光	レックスウェル法律特許事務所弁護士・弁理士
本田 圭子	株式会社東京大学TLO取締役・弁理士
松重 和美	京都大学副学長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

【専門委員】

秋元 浩	武田薬品工業株式会社常務取締役
生駒 俊明	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
石川 正俊	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
清水 啓助	社団法人日本国際知的財産保護協会理事長
田村 真理子	日本ベンチャー学会事務局長
三木 俊克	山口大学副学長
山本 平一	奈良先端科学技術大学院大学教授
渡部 俊也	東京大学国際・産学共同研究センター長

(: 主査、 : 副主査)

以上23名

8. 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会
産学官連携推進委員会
大学知的財産本部審査・評価小委員会 委員名簿

【臨時委員】

石田 正泰	凸版印刷株式会社相談役
平井 昭光	レックスウェル法律特許事務所所長 弁護士・弁理士
本田 圭子	株式会社東京大学TLO取締役・弁理士
松重 和美	京都大学副学長
森下 竜一	大阪大学大学院医学系研究科教授

【専門委員】

飯田 昭夫	いいだ特許事務所長・弁理士
生駒 俊明	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
石川 正俊	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
國領 二郎	慶應義塾大学インキュベーションセンター所長
澤井 敬史	NTT アドバンステクノロジー株式会社知的財産事業本部長
田村 真理子	日本ベンチャー学会事務局長
馬場 錬成	東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻教授
三木 俊克	山口大学副学長
渡部 俊也	東京大学国際・産学共同研究センター長

以上14名

(: 主査、 : 副主査)

9 . 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会審議経過

【産学官連携推進委員会】

第29回 平成18年5月18日(木)

最近の産学官連携の動向について

今後の産学官連携の推進について(自由討議)

【産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会】

第7回 平成18年7月6日(木)

国際的な産学官連携に関する大学関係者からの意見聴取

・ 藤田隆史氏(東京大学産学連携本部長)

・ 久保浩三氏(奈良先端科学技術大学院大学産学官連携推進本部総括マネージャー)

国際的な産学官連携の現状と課題についての審議

第8回 平成18年7月24日(月)

国際的な産学官連携の現状と課題についての審議

【産学官連携推進委員会】

第30回 平成18年8月2日(水)

国際的な産学官連携活動の推進に関する審議状況について

先端技術(ライフサイエンス)分野における知的財産問題について

「審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～」

(平成18年8月30日科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会)公表

【産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会】

第9回 平成18年11月7日(水)

国際的な産学官連携活動の強化に関する状況報告

ライフサイエンス分野に関する大学・企業関係者からの意見聴取

・ 寺西豊氏(京都大学「医学領域」産学連携推進機構副機構長)

・ 長井省三氏(日本製薬工業協会知的財産部長)

ライフサイエンスなど先端科学技術分野の知的財産問題についての審議

第10回 平成18年11月17日(金)

大学等(TLOを含む)の産学官連携・知財の組織的・戦略的な対応、人材育成等の各種課題に関する意見聴取

・ 戸田裕二氏(日本知的財産協会常務理事)

・ 三木委員

・渡部委員

大学等(TLOを含む)の産学官連携・知財の組織的・戦略的な対応及び人材育成の強化に関する審議

【産学官連携推進委員会】

第31回 平成18年12月5日(火)

国際的な産学官連携活動の推進に関する状況報告

ライフサイエンスなど先端科学技術分野の知的財産問題についての審議状況

大学等(TLOを含む)の産学官連携・知財の組織的・戦略的な対応及び人材育成の強化についての審議状況

第32回 平成19年4月3日(火)

文部科学省における産学官連携・知的財産施策について

産学官連携の当面の課題について(自由討議)

「大学知的財産本部整備事業」における国際的な産学官連携の推進体制整備に係る選定結果報告

【産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会】

第14回 平成19年7月6日(金)

今後の大学等における産学官連携・知的財産活動の推進施策について

第15回 平成19年7月25日(水)

今後の大学等における産学官連携・知的財産活動の推進施策について

【産学官連携推進委員会】

第33回 平成19年8月1日(火)

地域における産学官連携体制の強化

・松岡俊和氏(北九州市産業学術振興局新産業部長)

・林喜久治氏(鳥取大学理事)、斎藤俊之氏(鳥取大学准教授)、七條喜一郎氏(有内水面隼研究所代表取締役)

今後の大学等における産学官連携活動の推進施策について

第34回 平成19年8月29日(水)

イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて 審議のまとめ(案)について

(注)第11回から第13回の産学官連携推進委員会大学知的財産本部審査・評価小委員会は「大学知的財産本部整備事業」における国際的な産学官連携の推進体制整備機関選定に関する審査等を実施。